

滋賀県男女共同参画計画

新パートナー しがプラン



滋賀県

だれもが輝ける男女共同参画社会の 実現に向けて



人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済・社会のグローバル化、地球規模での環境の変化など、時代は大きな転換期を迎えています。

こうした中で、今後とも、経済・産業や地域社会の活力を持続的に発展させ、未来世代も幸せや豊かさを実感できる未来を拓くためには、私たち一人ひとりが、男性、女性にかかわらず、お互いを尊重し、助け合いながら、個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる、だれもが輝ける男女共同参画社会を実現することが不可欠です。

こうした男女共同参画社会の実現に向けて、本県では、男女共同参画推進条例の下、これまでから様々な取組を積極的に行ってきました。

今般、条例制定から10年という節目を迎えることを契機に、「学習・啓発から実践へ」という新たなステップへと取組を進めるため、「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」を策定いたしました。

新プランでは、4つの取組の視点と、5つの重点目標を設定するとともに、21の具体的な数値目標を掲げ、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めていくこととしています。

新プランの推進にあたっては、行政だけでなく、様々な分野における県民、地域団体、NPO、事業者、大学、市町等の皆さまとの協働を深め、全県的な流れをつくっていくことが大変重要です。皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、新プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました滋賀県男女共同参画審議会委員や県民の皆さまをはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成23年3月

滋賀県知事

嘉田由紀子

目 次

第1章 計画の趣旨

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標	3
2 基本理念	3
3 取組の視点	5
4 重点目標と施策の方向	8
5 計画の推進のために	8
6 計画の体系	9

第3章 施策の基本的な方向と取組

重点目標1 家庭・地域における男女共同参画の推進	10
重点目標2 働く場における男女共同参画の推進	17
重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	26
重点目標4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立	33
重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画促進	39

第4章 推進体制

1 多様な主体との連携・協働	43
2 県の推進方策	44
計画推進の目標値	46

参 考

(参考1) 男女共同参画推進の主な動き	47
(参考2) 用語解説	56

付 属 資 料	61
---------	----

計画の趣旨

第1章

第1章 計画の趣旨

1 策定の趣旨

本県では、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮することのできる、多様性に富んだ活力ある社会～男女共同参画社会～の実現に向けて、平成13年（2001年）12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成15年（2003年）3月には基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」を策定し、さらに、平成20年（2008年）2月には「パートナーしが2010プラン～第2次改訂版～」を策定し、様々な取組を進めてきました。

近年、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、経済・雇用をめぐる変化、地域社会や家族形態の変化、グローバル化など、社会や経済をとりまく情勢は大きく変化しています。

こうした状況の中で、これまでの取組や制度の整備などにより、女性が様々な分野で活躍する場面がみられるようになってきましたが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、女性の参画が進んでいない分野もあります。

「平成21年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）の結果においても、依然として性別で役割をとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしの様々な場面で残っており、男女間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

また、仕事と、子育てや介護などの家庭生活、地域生活などにバランスよく関わることを希望する男女が増えていますが、それを実現できる社会環境が十分整っているとはいえません。

さらに、経済社会の変化のもとで広がっている生活困難^{*}を抱える人々への対応など新たな課題も生じています。

このような状況を踏まえ、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮して、互いに生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、今後の方向性を明らかにする新たな滋賀県男女共同参画計画を策定し、「学習・啓発から実践へ」とつなげるという取組の視点をもって、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

^{*}生活困難：経済的な困難に加え、教育や就労等の機会の不足、健康面での障害、地域社会での孤立などの社会生活をおくるうえでの困難も含めた広い概念

2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法および条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- (2) 県の基本構想や県の関連各種計画との整合性を図った計画
- (3) 県民や事業者および市町の意見を反映させた県民参画による計画
- (4) 行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画
- (5) 「パートナーしが2010プラン～第2次改訂版～」の成果を引き継ぎ、新たな課題への取組を反映させた計画

3 計画の期間

この計画の期間は、初年度を平成23年度（2011年度）とし、目標年度は国の男女共同参画計画（第3次）と同年の平成27年度（2015年度）とする5年間とします。

なお、この計画と密接な関連をもつ他部門の計画や、関連の法制度の策定、見直し等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の基本的な考え方

第2章

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

滋賀がめざす社会の姿

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画^{*1}する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会（条例前文）

2 基本理念

条例に掲げられた次の6つの「基本理念」は、県をはじめ、県民、事業者のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。県は、この基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な推進を図ります。

(1) 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、男女の人権が尊重されることが必要です。

(2) 社会における制度や慣行の見直し（条例第3条第2項）

社会のあらゆる分野における男女の固定的な役割分担^{*2}を前提とした制度や慣行を、人権尊重の視点に立って見直し、社会的性別（ジェンダー）^{*3}に起因する差別のない社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、このような制度や慣行が見直されるように、十分な配慮が行われることが必要です。

※1 参画

社会の様々な場に、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自分の意思でかわり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。

※2 男女の（性別による）固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

(3) 団体の方針の立案や決定への共同参画（条例第3条第3項）

活力ある豊かな社会を創っていくためには、地域活動に男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要です。

男女共同参画の推進に当たっては、あらゆる分野ですべての団体において政策・方針決定の場へ男女が対等に参画できるようにすることが必要です。

(4) 家庭生活と社会における活動との両立（条例第3条第4項）

家族を構成する男女が、家事、育児、介護などを互いに協力しあい、また、社会の支援も受けながら、家庭生活と職業や地域活動との両立ができる社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの協力と社会の支援のもとで、家族の一員としての役割と責任を果たしながら、社会における活動ができるようにすることが必要です。

(5) 性の相互理解に基づく意思の尊重と健康への配慮（条例第3条第5項）

妊娠や出産など性と生殖に関わることを尊重しながら、男女が、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができる社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの身体の違いについての理解を深めると共に、安全な妊娠、出産が快適な環境の中で行えるようにすることが必要です。

(6) 国際的な取組との協調（条例第3条第6項）

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係しています。したがって、国際的な協調のもとで取り組まなければなりません。

※3 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

社会的性別（ジェンダー）の視点

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

3 取組の視点

男女共同参画の推進に向けて、具体的な施策を取り組むにあたり、横断的な観点から取組の基本となる4つの考え方を「取組の視点」として計画に位置づけています。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、男女が共に、人生のあらゆる段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことです。

しかしながら、県民意識調査の結果によると、男性も女性も仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を同時に重視したいとの希望が高いものの、男性の多くは仕事を優先し、女性の多くは家庭生活を優先している状況がみられます。独身の男女においても、プライベートな時間を優先したいとの希望に対して仕事を優先しているなど、既婚者、独身者共に希望する生活スタイルにはなっていない現状が伺えます。

少子・高齢化、雇用環境の変化、グローバル化等が進展するなか、長時間労働と仕事中心の生活スタイルを見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、個人・企業・社会にとって大変重要なことです。

個人にとっては、仕事と家庭の両立ができ、仕事上の責任を果たしつつ、子育てや介護などの家庭での生活や地域活動への参加がしやすくなるなど、健康な生活を送りながら家族が安心して暮らしていくことが可能となります。社会全体にとっては、少子化の流れを変え、地域のつながりを深めるほか、労働力の確保など社会経済の活力向上や持続可能性につながり、個々の企業にとっては、経営戦略の重要な柱として、多様な人材を活かして生産性を高め競争力を強化することにつながるものです。

このように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることは、男性にとっても女性にとっても人生の段階に応じて、多様な生き方が選択ができる環境をつくり、生涯にわたって心身共に健康に過ごすことができる土壌をつくる、男女共同参画社会づくりの重要な課題です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、労働施策をはじめ、子育て支援施策や高齢者施策、男女共同参画に関する施策等に深くかかわることがらであり、県民・地域団体・NPO^{※4}・事業者・市町・県が連携して取り組んでいくことが必要です。

※4 NPO Non-Profit Organization

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など、様々な分野で活動を行っています。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。

(2) 意欲と能力が活かせる様々なチャレンジを支援する

男女が共にその意欲と能力を十分に発揮していくためには、仕事、地域、家庭など様々な分野で男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、チャレンジしたい、社会参画したいという思いを実現できるよう環境を整えることが重要です。

女性が性別を理由として能力を発揮できないことがあってはならないことはいまでもありませんが、様々な分野における女性の参画、さらには方針決定過程への女性の参画はいまだ不十分な状況にあります。本県では、管理的職業従事者に占める女性の割合が全国的にみても低く、また、女性の労働力率の30歳代の落ち込み度合いが全国と比較して深いなど、出産・子育て期に離職する女性が多くなっています。

出産・子育て期にあっても働き続けることを希望する女性が就業を継続することができる環境整備や、いったん出産・子育てなど様々な理由により離職した女性が、意欲を高め、挑戦し、活躍できる社会づくりが必要となっています。

それとともに、男性が地域生活や家事・育児などの家庭生活に参画できるような環境づくりを進めることが必要です。

また、高齢者、障害者、外国人住民等すべての方々が社会を支える重要な一員として、意欲をもって能力を発揮し、様々なことにチャレンジすることができる支援が求められています。

少子・高齢化が進む中で、社会の活力を維持するためには、職場、地域など社会のあらゆる分野で多様な人材が求められています。「個人個人が意欲と能力を発揮できる社会」、「挑戦し、活躍することができる社会」を目指して、男女共同参画に関する施策を構築していくことが必要です。

(3) 多様な主体の連携・協働による男女共同参画のまちづくりを推進する

男女共同参画社会実現に向けた取組を推進していくに当たっては、行政も含め、様々な分野における多様な主体（県民・地域団体・NPO・事業者・大学等）のネットワークによる連携・協働を進めていくことにより、課題解決に向けた大きな流れをつくっていくことが重要です。特に、最も身近な暮らしの場である地域において、男女共同参画を推進していくことが求められています。

しかし、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、地域における活動への参加についても、性別・年代によって偏りがあるといった課題もあり、県民意識調査では、日常生活の中で男女の不平等感を一番感じるところは「地域社会」が最も多いという結果も出ています。

このような状況の中で、滋賀県立男女共同参画センター（「G-NET しが」）（以下「男女共同参画センター（「G-NET しが^{*}）」という。）をはじめ、多様な主体による男女共同参画の視点を活かした連携・協働によって、地域おこし、まちづくり、子育て支援など地域の課題を解決するための実践的な取組が求められているところです。

地域において身近な男女共同参画を進めていくことは、あらゆる世代、立場の人々が地域の課題に取り組むきっかけとなり、地域力を高め、地域コミュニティを再生していくことにつながります。

※ G-NET しが：滋賀県立男女共同参画センターの愛称で「Gender-Network（ジェンダーネットワーク）しが」の略。男女共同参画センターがジェンダー問題を見据えて男女共同参画のネットワークを広げていく滋賀県の拠点の施設であることを表しています。

(4) かけがえのない命と性を大切にす意識の浸透を図る

男女共同参画社会の実現に向けては、『すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合う』（条例前文）ことが前提です。

身体的暴力をはじめ、精神的暴力、性的暴力などあらゆる暴力は、一人ひとりの人権を脅かすものであり、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。その根絶のためには、暴力を絶対許さないという強い姿勢で臨む必要があります。

なかでも、ドメスティック・バイオレンス^{※5}（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント^{※6}（性的嫌がらせ）、性犯罪などの被害者は主に女性であり、これらは女性の人権を著しく侵害し、心身をも脅かす深刻な社会問題です。また、児童虐待や高齢者虐待などは家族が社会から孤立して密室の中で行われることが多く、社会での見守りや、育児、介護を支援する積極的な取組が求められています。

誰もが安心して心豊かに暮らすことができるよう、一人ひとりのかけがえのない命と性を守る視点から、決して手を緩めず、取組を進めていく必要があります。

※5 ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence

法令等で明確に定義されたことばではありませんが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

※6 セクシュアル・ハラスメント Sexual harassment

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。

4 重点目標と施策の方向

条例に示されている「滋賀県がめざす男女共同参画社会の姿」および基本理念に基づき、平成27年度（2015年度）までに滋賀県が取り組むべき課題を、5つの重点目標として掲げ、各目標ごとに施策の方向と具体的な取組を示しています。

5 計画の推進のために

計画は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を総合的、計画的に推進していくための行動指針となるものであり、広範多岐にわたる県行政の各分野における取組に深く関連するものです。

このことから、庁内における推進体制の充実はもとより、県民・地域団体・NPO・事業者・大学・市町等との協働と連携を図りながら、総合的な推進体制をより一層強化していきます。

6 計画の体系

取組の視点

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する
- ② 意欲と能力が活かせる様々なチャレンジを支援する
- ③ 多様な主体による連携・協働による男女共同参画のまちづくりを推進する
- ④ かけがえのない命と性を大切にす意識の浸透を図る

重点目標

施策の方向

1 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ① 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- ② 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 高齢者、障害者、外国人住民等への支援の充実
- ⑤ 生活困難を抱える家庭への支援

2 働く場における男女共同参画の推進

- ① 仕事と生活の両立のための職場環境づくり
- ② 多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保
- ③ 職業能力の開発
- ④ ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援
- ⑤ 多様な働く場づくり(商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援)

3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- ② ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- ③ 性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- ④ 子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進
- ⑤ 性の尊重についての意識の浸透と教育の充実
- ⑥ 生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進

4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立

- ① 男女共同参画推進のための広報・啓発
- ② 若者や男性に向けての戦略的な広報・啓発
- ③ 男女共同参画の視点に立った学校等における教育・学習の推進
- ④ 自立意識の醸成、キャリア形成への支援
- ⑤ 男女共同参画を推進する人材の育成
- ⑥ 公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- ⑦ 男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ⑧ 国際的な取組との協調

5 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ① 行政における女性の参画拡大
- ② 事業者における女性の参画拡大への働きかけ
- ③ 民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ
- ④ 女性のエンパワーメントの促進

推進体制

1 多様な主体との連携・協働

- ① 県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働
- ② 男女共同参画センターを核とした多様な主体との連携

2 県の推進方策

- ① 庁内における推進体制の充実
- ② 国・市町との連携
- ③ 男女共同参画センターの機能充実

施策の基本的な方向と取組

第3章

第3章

施策の基本的な方向と取組

重点目標 1 家庭・地域における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

多様な家族形態に対応した家族を支える仕組みと地域の支え合いの向上

核家族化、高齢化の進展に伴い、単身世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯の増加など、家族形態が多様化しています。

すべての人にとって、年代や働き方の違いにかかわらず、それぞれの生涯の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発等を様々に組み合わせ、バランスのとれた多様な生き方を選択し、実現できることが必要です。しかし、男性の就労時間は長く、家庭や地域活動に関わる時間をもてない状況となっています。男性の働き方を見直し、男性が家庭や地域活動への参加のための時間が確保できることが、家庭においては、子育てや介護などを家族が助け合って支え合う力となり、絆を深めることにつながります。

また、家族形態が多様化するなかで、孤立しがちな子育てや介護などに対して、家族を支える仕組みづくり、地域での見守り、居場所づくりなどが求められているところです。単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯を中心に、生活上の様々な困難を抱える世帯の増加も懸念されることから、その防止や男女共同参画の視点でその支援に取り組むなど、セーフティネットを築く必要があります。

地域社会への男女共同参画の視点の浸透

自治会活動や地域活動においては、女性が組織の方針決定の場に参画している比率がまだまだ低い現状があります。

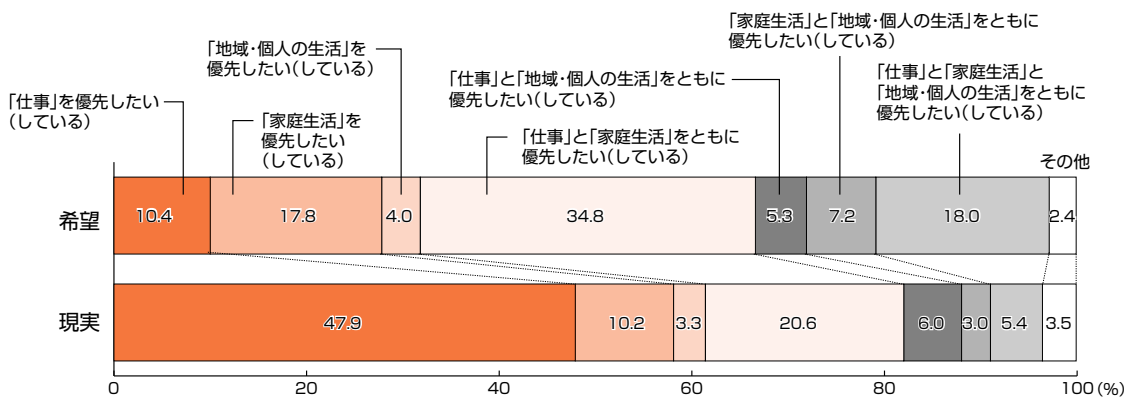
また、家族形態の変化等により、地域社会のつながりの希薄化が進んでおり、こうしたなかで、防災、防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境などの地域活動の活性化や地域での多様な支え合いが求められています。

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い層の男女が、職業生活と家庭生活との両立を図るなかで、地域社会にも積極的に参画することができる環境づくりが必要になっています。

あらゆる分野の地域活動において、男女共同参画の視点を取り入れることで、幅広い年代層の参加が進み世代間の交流を図るなかで、多様な主体の強みを活かし、新たな視点を導入することができ、より多くの人材の活用と地域の課題解決、地域力の再生が可能となります。

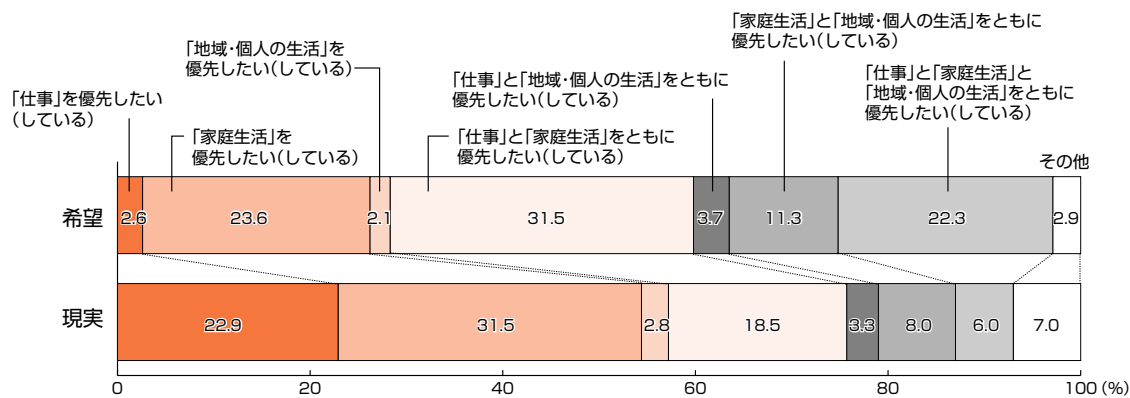
〈データにみる滋賀の姿〉

図1 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（男性）



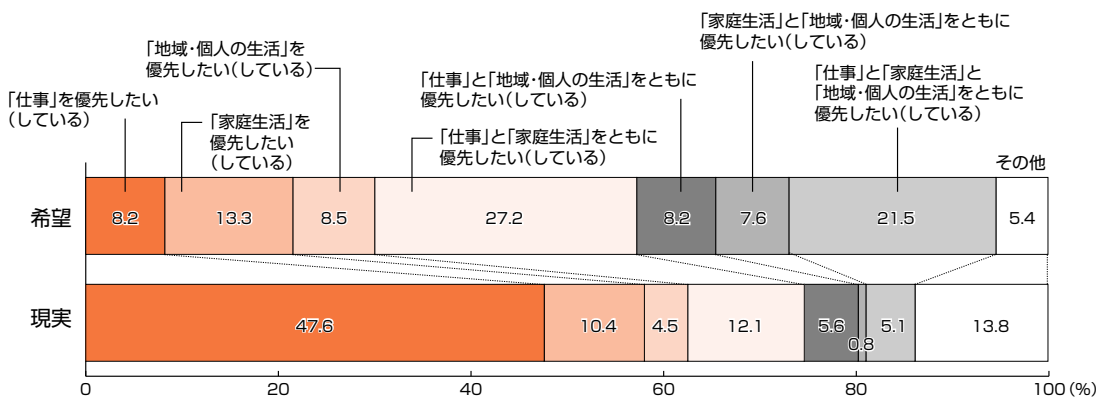
資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図2 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（女性）



資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図3 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（未婚男女）



資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図4 男性はもっと家庭生活における活動、地域社会の活動に参画する必要があるという考え方

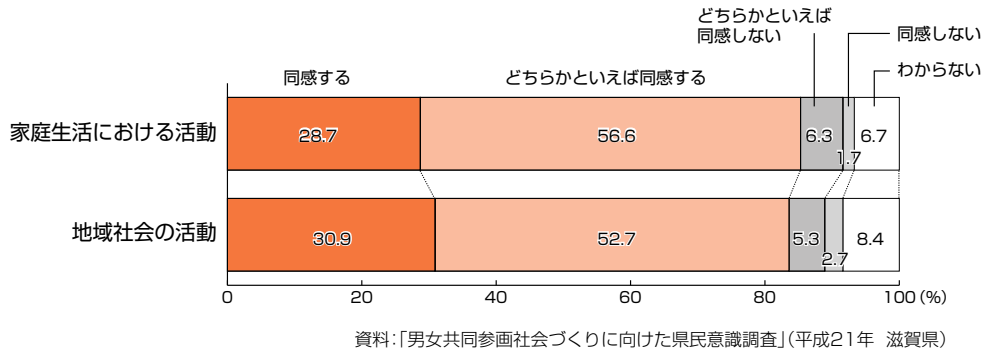


図5 夫婦の生活時間(滋賀県/1日24時間に占める時間数)

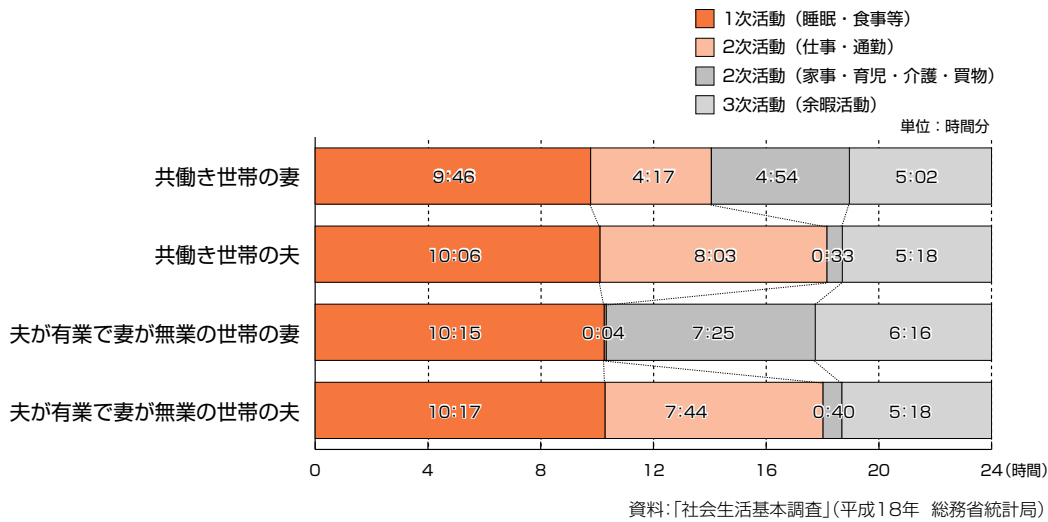


図6 世帯人員別一般世帯数(滋賀県)

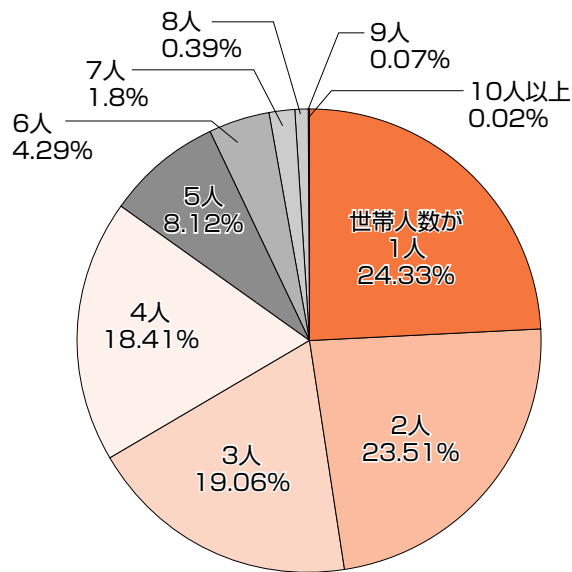
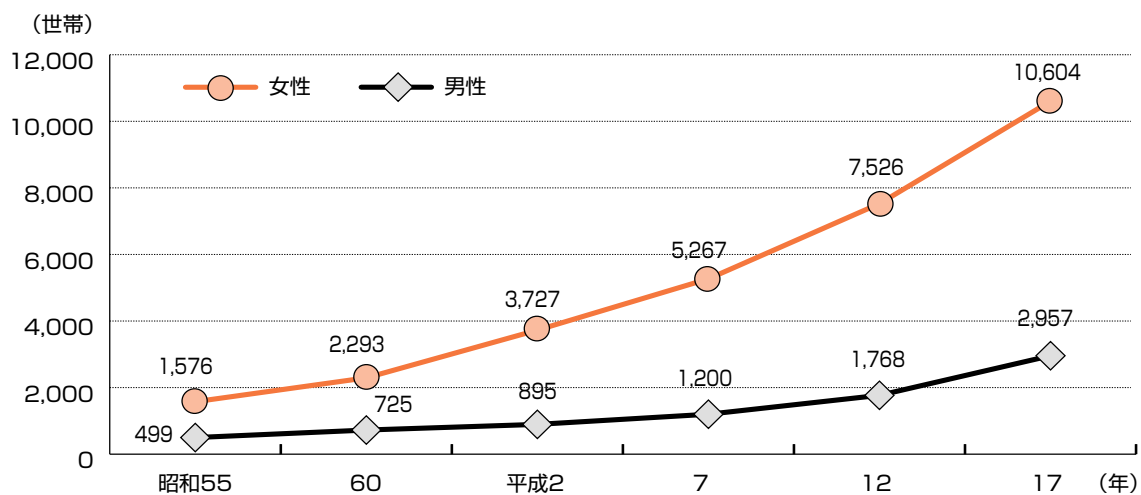


図7 75歳以上男女の単身世帯数の推移（滋賀県）



資料：「国勢調査」(平成17年 総務省統計局)

目指す姿

男女が、家庭・地域の一員としての責任と役割を果たしながら、それぞれの選択により、バランスのとれた生活が展開できるとともに、男女共同参画の視点に立った地域づくりにより、地域が活性化し住民が互いに支え合うことのできる社会

施策の方向と取組

(1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることが、個人にとっても、事業者にとっても、社会全体にとっても重要であることの認識が根付くよう、広報をはじめとした意識啓発や様々な関心を高める事業に取り組みます。〈総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局〉
- ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、県民一人ひとりの理解や合意形成を促進するため、県民や団体、事業者、行政が一体となって、協働で社会的気運を高めていきます。〈総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局〉
- ③ 身近な家庭生活の中から男女共同参画が実践されるよう、家庭教育や生涯学習などの担い手となる人材を育成します。また、男女共同参画の視点から、家庭教育をはじめとする生涯学習を進めます。〈総合政策部・教育委員会〉
- ④ 地域、事業者等と連携を図り、男性の家庭生活・地域社会への参画を支援します。〈総合政策部・健康福祉部・関係部局〉

(2) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透

- ① 県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、職場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて戦略的に啓発・広報を進めます。〈総合政策部・全庁〉
- ② 社会的性別（ジェンダー）の視点に立って、地域の慣行に差別的取扱いがないか見直しが進み、地域活動に男女が共に参画していけるよう、地域活動における男女共同参画の視点の定着をめざし、様々な機会をとらえた啓発・広報を進めます。〈総合政策部・関係部局〉
- ③ 地域や職場で、主体的に男女共同参画を推進する団体やリーダーの育成を行います。〈総合政策部・関係部局〉
- ④ 地域における防災（災害復興を含む。）、防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境等の様々な分野の活動に男女が共に参画し、地域の課題を実践的に解決できるよう男女共同参画推進の取組の核となる女性リーダーの発掘および育成を行います。〈総合政策部・関係部局〉

(3) 子育て支援の充実

- ① 男女が共に子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあっているよう県民の意識を育むとともに、社会全体で子育てを支援する気運を高めていきます。
＜総合政策部・健康福祉部・関係部局＞
- ② 就労形態の多様化に対応して、低年齢児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育の充実を推進します。
＜健康福祉部＞
- ③ 子育てに関する孤独感や不安の解消を図るため、地域における子育て支援拠点の設置を促進するとともに、妊娠期を含めて、子育て支援情報の提供や、育児不安などへの相談等を行います。
保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時預かる一時預かり事業の実施を促進します。
＜健康福祉部＞
- ④ 放課後児童クラブ^{**7}の設置、小学校の余裕教室や公民館等を利用した「放課後子ども教室」に対する支援など、児童の放課後等の安全・安心な活動拠点を設け、体験活動等を通して健全育成に向けた取組を推進します。
＜健康福祉部・教育委員会＞
- ⑤ 生まれる前から青年期まで、子ども・若者の成長に応じて、発達障害^{**8}や不登校など様々な問題に対応するため、一貫した支援や相談体制、情報提供の充実を図ります。
＜健康福祉部・教育委員会＞
- ⑥ NPOや住民等が連携し、見守りや仲間づくりなど、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組を進めるなど、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。
＜健康福祉部＞
- ⑦ ひとり親家庭に対する相談や生活の安定と向上、自立を図るための就業支援を推進します。
＜健康福祉部＞
- ⑧ 子育て支援や多世代交流などに取り組む団体等の活動やネットワークづくりの支援を進めます。
＜総合政策部・健康福祉部・関係部局＞
- ⑨ 子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけます。また、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、その取組を県民に広く紹介します。
＜健康福祉部＞
- ⑩ 未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを社会全体で支え合うため、事業者に対し、家庭教育の向上に向けた取組や学校や地域での体験活動への技術力・専門性を生かした協力・支援の働きかけを行います。
＜教育委員会＞

(4) 高齢者、障害者、外国人住民等への支援の充実

- ① 高齢者や障害者、外国人住民等が共に社会を支える重要な一員として、地域で安心して自立した生活ができるよう、相談体制の充実や情報提供などの支援を行います。
＜健康福祉部・商工観光労働部・関係部局＞

- ② 高齢者や障害者の生きがいづくりやボランティア活動への参画支援等により、高齢者や障害者の地域社会活動・地域文化活動等への参加を働きかけます。
 <健康福祉部>
- ③ 高齢者や障害者等が快適な社会生活をおくれるよう、移動交通環境、公益的施設等の社会基盤の整備を推進します。
 <健康福祉部・土木交通部・関係部局>
- ④ 介護に対する意識を高めるとともに、介護についての正しい知識や技術の普及のほか、相談体制の充実を図ります。
 <健康福祉部>
- ⑤ 要介護高齢者ができるだけ住み慣れた地域での生活を続けられるよう、それを支えるサービス基盤の整備を進めます。
 <健康福祉部>
- ⑥ 外国人住民が日本人住民とともに地域活動に参画できるよう、文化的背景や考え方などについて、相互理解が進むよう支援を行います。
 <商工観光労働部>

(5) 生活困難を抱える家庭への支援

- ① 地域で安心して生活ができるよう、地域活動団体との連携を図りながら、生活困難を抱える家庭への見守りや居場所づくり、子育て・介護の孤立防止などの活動やボランティア育成に対する支援を行います。
 <総合政策部・健康福祉部・教育委員会・関係部局>
- ② 生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出すことができるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。
 <総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・関係部局>
- ③ 生活困難を抱える家庭の経済的な状況が子どもの将来に影響を及ぼさないように、経済的支援と併せ、進路指導や職業体験、キャリア教育^{*9}などを推進します。
 <教育委員会>

※7 放課後児童クラブ

保護者が、仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年児童（概ね10歳未満）に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブです。「学童保育」と呼ばれることもあります。

※8 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

※9 キャリア教育

子どもが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

重点目標 2 働く場における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

仕事と生活の両立のための職場環境の整備と男女の均等な機会と処遇の確保

ライフスタイルや価値観が多様化してきているなかで、仕事と家庭生活、地域生活などのバランスのとれた生活を多くの人が望んでいます。本県では、男性の長時間労働が家庭や地域への参画を妨げる要因のひとつとなっており、このことは、女性の子育て等の負担を増加させ就業の継続をあきらめる大きな要因ともなっています。

男女が共に、人生の段階に応じた多様な働き方を選択することが可能となる雇用環境の整備を進めると共に、仕事と子育てや介護等の両立ができるよう、職場環境の整備と社会的支援の充実を図る必要があります。

そのためには、事業主の意識改革が重要であり、職場の構成員全員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方を実践することが、男女共に重要であることを認識し、仕事と生活の両立が気兼ねなくできるような職場風土づくりを進めることが求められています。

併せて、就業環境を悪化させ、雇用不安を与えるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やパワー・ハラスメント（一般的に、職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ）に対する相談体制の充実なども必要です。

また、女性は結婚や子育て、介護等のために一旦離職し、再就業をした場合、社会保障のセーフティネットが十分でない非正規労働者や派遣労働者の割合が高くなるなどの状況があります。どのような働き方を選択しても適正な処遇、労働条件が確保されることは、各人の能力を発揮するうえでも重要な課題です。

女性の能力が社会で十分発揮できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保および企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{※10}）を推進することが必要です。

※ 10 ポジティブ・アクション positive action

積極的改善措置といいます。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

多様な働き方ができる場づくり

男女の新たな働き方を創出していくためには、在宅勤務・起業・地域課題解決型ビジネス（コミュニティビジネス^{*11}）など雇用・就業形態の多様化を図り、個人の価値観やライフスタイル等に応じた働き方の選択を可能にすることが必要です。

多様な働く場において、個々人が持つ能力を発揮していくには、能力開発に向けての職業訓練や技術講習、相談体制の整備などが欠かせません。特に、高齢者や障害者等にとっては、自立に向けての就業機会の提供や職業能力の開発・訓練等の充実、また、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備や就業の確保が重要になってきています。

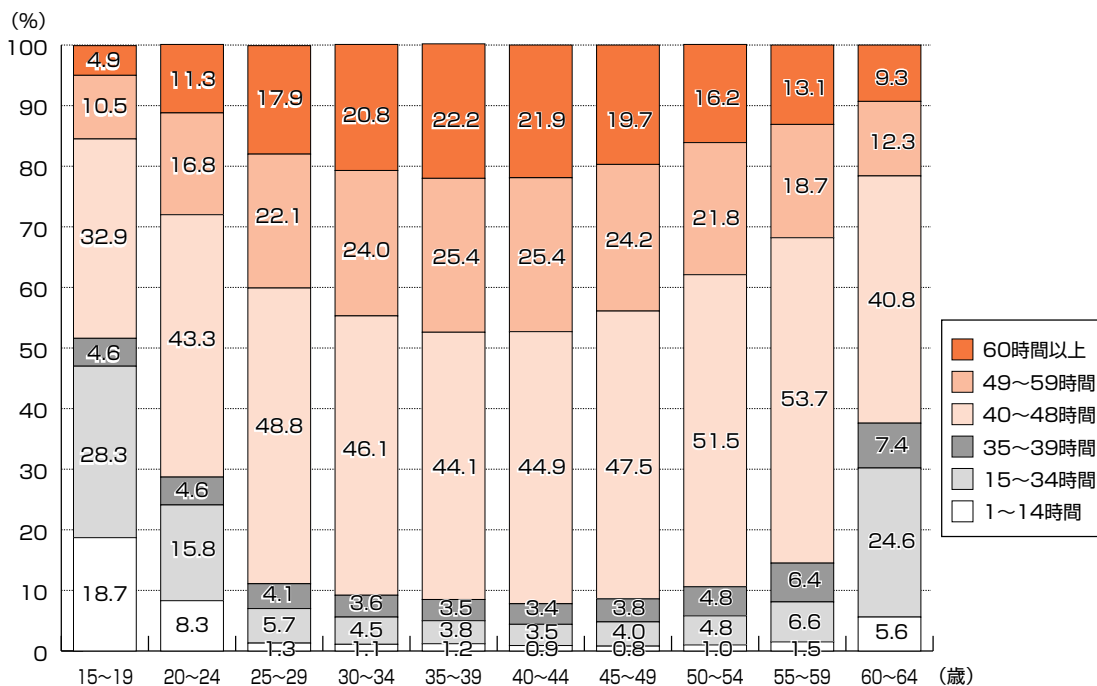
さらに、主として家族労働に支えられた農林漁業や商工業においては、健康管理面に配慮した安全で快適な就業条件の整備を進めるとともに、生産の担い手としての技術・経営管理能力の向上を図る必要があります。

※ 11 コミュニティビジネス

高齢者支援、子育て支援、商店街活性化など地域の抱える課題を地域住民（市民）が主体となって、ビジネス的な手法を活用し、事業継続のためにもきちんと収益をあげながら、それらの課題の解決にあたる事業活動のことをいいます。

〈データにみる滋賀の姿〉

図 8 年齢階級別 1 週間の就業時間（男性）（滋賀県）



資料：「国勢調査」（平成17年 総務省統計局）

図9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての考え方

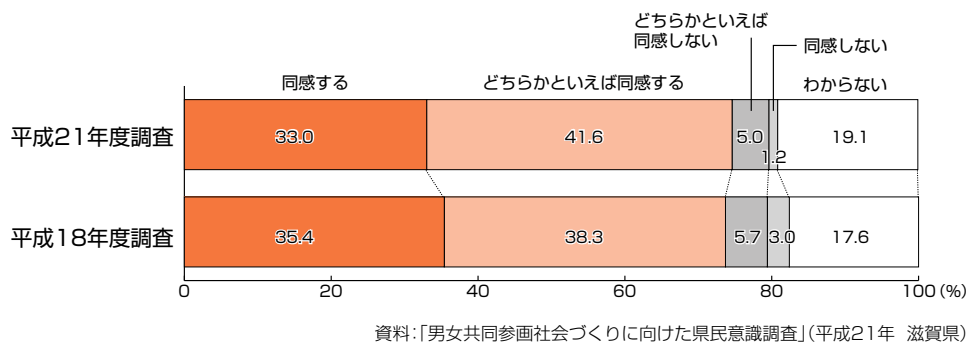


図10 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

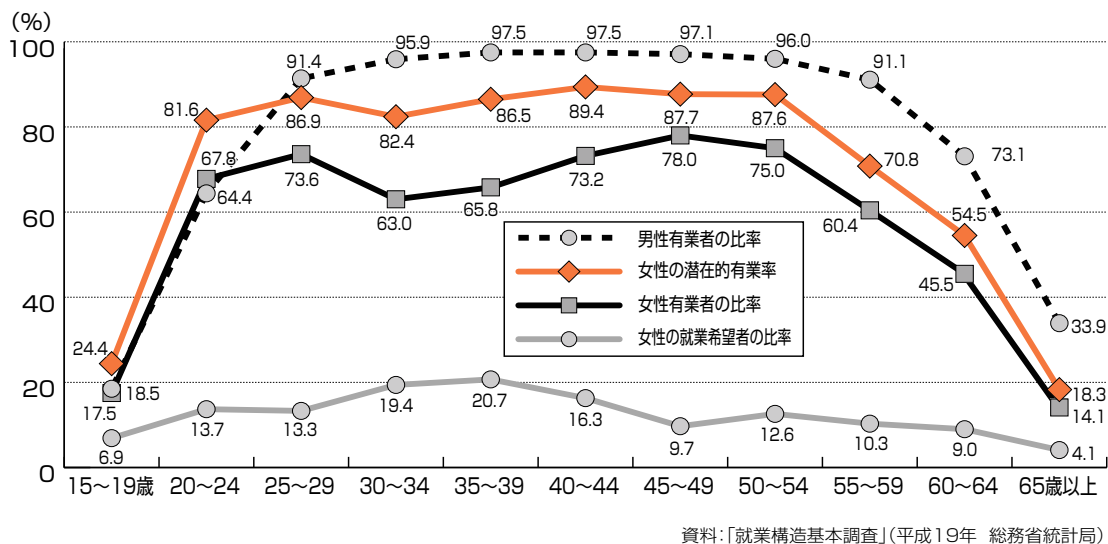


図11 女性有業者の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

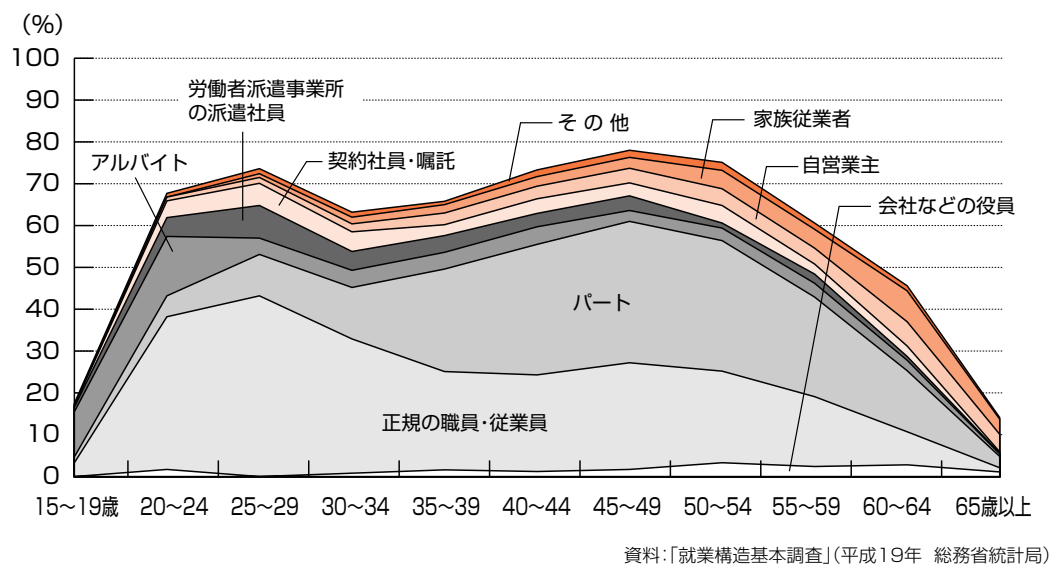
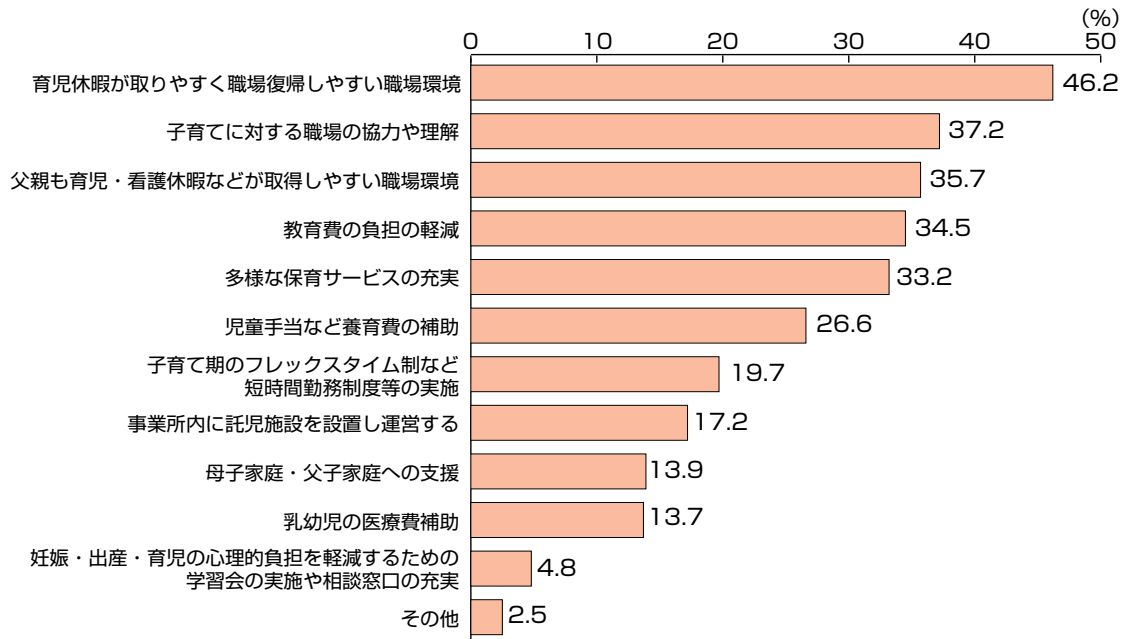
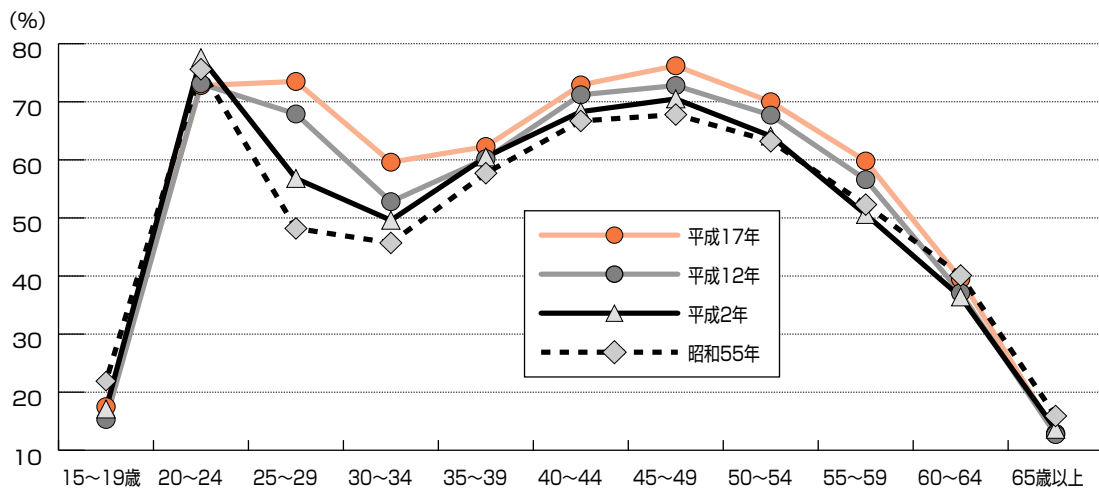


図 12 安心して子どもを産み育てるために必要なこと



資料:「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図 13 年齢階級別女性労働力率の推移 (滋賀県)



資料:「国勢調査」(総務省統計局)

目指す姿

雇用分野において、男女の均等な機会および待遇が確保され、男女が共に仕事と生活の調和がとれた暮らしができるよう、雇用環境の整備や社会的支援の充実が図られるとともに、能力が発揮できる社会

施策の方向と取組

(1) 仕事と生活の両立のための職場環境づくり

- ① 事業主に対して、育児・介護休業法^{*12}に基づく諸制度が活用されるよう啓発や働きかけを行います。 <商工観光労働部>
- ② 事業主に対して、次世代育成支援対策推進法^{*13}に基づく一般事業主行動計画^{*14}の策定・実施が促進されるよう働きかけを行うとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、企業名や取組内容を紹介し、好事例を情報提供します。 <商工観光労働部>
- ③ 事業主に対し、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇^{*15}、リフレッシュ休暇^{*16}等の制度の整備とそれらを利用しやすい職場風土づくりを働きかけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の実現に向けた取組を進めます。 <商工観光労働部>
- ④ 契約事務を通して、次世代育成支援の取組を評価するなど、事業者の取組を促す仕組みづくりを進めます。 <総合政策部・商工観光労働部・土木交通部・会計管理局・全庁>
- ⑤ 育児休業や介護休業を取得した労働者を対象に、休業期間中に必要な生活資金を融資し、生活の安定を図ります。 <商工観光労働部>
- ⑥ 女性の医療従事者が、育児等と両立しながら働き続けられる職場環境の整備を促進するとともに、出産・育児等により一時的に離職した医療従事者の再就業を支援します。 <健康福祉部>
- ⑦ 特定事業主行動計画^{*14}に基づき、県が他の事業者の模範となるよう、男性の育児休業取得の促進をはじめ、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに率先して取り組みます。 <総務部・全庁>
- ⑧ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けて、社会として取り組むため、事業者や団体、県民、行政など関係者がネットワークにより連携しながら、様々な主体による取組の推進を図っていきます。 <総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会>

※ 12 育児・介護休業法

正式名は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律です。

※ 13 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、平成 15 年 7 月に制定された法律です。

※ 14 一般事業主行動計画、特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が労働者の仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのための行動計画を策定するもので、国や地方公共団体が策定するものを「特定事業主行動計画」、国や地方公共団体以外の事業主が策定するものを「一般事業主行動計画」といいます。なお、平成 23 年 4 月 1 日より、一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が、従業員 301 人以上の企業から従業員 101 人以上の企業に拡大され、100 人以下の企業が努力義務となります。

※ 15 ボランティア休暇制度

事業所ごとに独自に設ける制度で、無報酬で福祉などの事業活動に参加する場合に認められる法定外の休暇制度をいいます。

※ 16 リフレッシュ休暇制度

労働者の職業生活の節目節目に、心身のリフレッシュを図ることを目的とした法定外の休暇制度をいいます。

(2) 多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保

- ① パートタイム労働^{※17}、派遣労働等の就業形態において労働条件の向上が図られるよう、関係法令の周知を進めます。<商工観光労働部>
- ② 育児や介護をしながら働く人やパートタイム、派遣で働く人等の労働に関する様々な相談に対応します。<商工観光労働部>
- ③ 関係機関と連携しながら、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント(一般的に、職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ)に関する研修の実施や相談窓口の充実を図ります。<総合政策部・商工観光労働部>
- ④ 子育てや介護に関する相談、情報の提供など、育児や介護を行う男女が働き続けやすい環境づくりを進めます。<総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部>
- ⑤ 求職中の子育て期の女性に対し、保育情報の提供や就労相談、求人情報の提供、職業紹介、求職中や職業訓練時の一時預かりの実施などのワンストップ化に向けた取組を進めます。<総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部>

⑥ 若年求職者への就職相談、情報提供など各種就職支援がワンストップで雇用につながるよう窓口の充実を図ります。
＜商工観光労働部＞

⑦ 離職を余儀なくされた者や経済的な困難を抱える求職者の生活の安定が図れるよう、生活支援や就労に関する総合的な支援に取り組むほか、特に外国人求職者からの相談にも対応します。
＜商工観光労働部＞

(3) 職業能力の開発

① 労働者が自由な職業選択のもと、その能力を十分発揮できるよう、職業能力の開発と向上のための支援を行います。
＜商工観光労働部＞

② 再就職の機会の拡大や、高齢者、障害者、外国人住民等の経済的な自立に向けて、就職相談、技術講習、職業訓練、雇用等に関する情報の提供を行います。
＜商工観光労働部＞

③ 高齢者、障害者、外国人住民等の知識・技能が発揮でき、就業機会が得られるように職業能力開発・訓練等を充実します。
＜商工観光労働部＞

④ 高齢者の知識経験を活かし、就業機会を提供するシルバー人材センター^{※18}等に対して、支援を行います。
＜商工観光労働部＞

※17 パートタイム労働

1日または1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される一般の労働者に比べて短い労働のことをいいます。

※18 シルバー人材センター

定年退職後において、臨時的・短期的な就業を希望する高齢者に対して、組織的に仕事を把握し、提供する団体。

(4) ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援

① 男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が進むよう、事業主に対して情報の提供や啓発を行います。
＜総務部・総合政策部・商工観光労働部・関係部局＞

② 継続就業をめざす女性に向けて、女性のキャリア形成支援のための講座やネットワークづくりなどの取組を進めます。
＜総合政策部・商工観光労働部＞

③ 求職中の子育て期の女性に対し、保育情報の提供や就労相談、求人情報の提供、職業紹介、求職中や職業訓練時の一時預かりの実施などのワンストップ化に向けた取組を進めます。【再掲】
＜総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部＞

- ④ 就職・再就職に関する不安や悩みをもつ女性に対し、相談や人生の各段階に応じたキャリアプラン^{※19}の作成、職業訓練等による支援の充実を行います。 <総合政策部・商工観光労働部>
- ⑤ 起業などにより社会参画しようとする女性に対し、就業への心構えや起業の基礎的知識を学ぶための講座を開催するとともに、必要な情報の提供と助言を行います。 <総合政策部・商工観光労働部>
- ⑥ 子育てや介護等を契機として離職した女性の再チャレンジや、就労経験が少ない母子家庭の母等を支援するため、民間教育訓練機関等における職業訓練を実施します。 <商工観光労働部>
- ⑦ 商工業や農林漁業等の分野において、女性が知識や経験・能力を発揮して、経営への参画や起業が進むよう、起業活動、経営等に関する実践的な知識の習得および活用のための機会を提供します。 <琵琶湖環境部・商工観光労働部・農政水産部>
- ⑧ 農林漁業等の分野において、女性が様々な組織活動やグループ活動に取り組めるよう、関係団体と連携を深めながら、支援するとともに、広域的なネットワークや地域間交流で広い視野が養えるような環境づくりを進めます。 <琵琶湖環境部・農政水産部>
- (5) 多様な働く場づくり（商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援）**
- ① 商工業や農林漁業において、家族従事者として果たしている役割の重要性が正当に評価され、経営や家庭生活に男女が対等なパートナーとして参画していくための啓発を行います。農林漁業においては、家族経営協定^{※20}の普及など家族の相互ルールづくりと農業経営の法人化を進めます。 <琵琶湖環境部・商工観光労働部・農政水産部>
- ② 地域資源を活用した地域課題解決型ビジネス（コミュニティビジネス）を展開しようとする社会起業家やNPO等の支援体制を構築するとともに、フォーラムなどにより地域課題解決型ビジネスの意義や社会的役割の普及啓発を行います。 <総合政策部>
- ③ 起業に必要な基礎的ノウハウの習得に向けた講習の開催や助言、起業に向けたコンサルティング、起業家によるネットワークづくりの支援を行います。 <商工観光労働部>
- ④ 起業育成支援機能施設（インキュベーション施設^{※21}）入居者やベンチャー企業家^{※22}、学生等の起業を目指す人々に対し、各分野の専門家による実践的な指導を行うことにより、県内における事業展開を促進します。 <商工観光労働部>
- ⑤ SOHO^{※23}（自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態）等の多様な働き方について、情報を提供します。 <商工観光労働部>

※ 19 キャリアプラン

自らの職業生活における目標やゴールを決め、それを実現するために計画を立てることをいいます。

※ 20 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

※ 21 インキュベーション施設

創業間もないベンチャー企業等の支援施設。入居企業は、少ない費用負担でのオフィス賃貸や、専門スタッフによる経営サポートなどハード・ソフト両面からの支援を受けることができる施設のことをいいます。

※インキュベーション＝「卵のふ化」を表す英語

※ 22 ベンチャー企業

専門的な技術・知識を生かして時代に密着した先進的で創造的な新事業を行っている中小企業をいいます。

※ 23 SOHO (Small Office Home Office)

企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信器機を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自立型の就労形態。

重点目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

〈現状と課題〉

男女間の暴力防止の啓発と被害者への支援の充実

ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為^{*24}等は、重大な人権侵害です。なかでも、配偶者や恋人からの暴力は、被害者の多くが女性であり、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、対応が難しい状況にあります。

これらの暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係といった男女がおかれている状況に根ざした構造的な問題をも含んでいることを理解し、関係機関が連携して相談体制の充実から被害者の心身の回復に向けたケアまで、総合的に切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

生涯を通じた健康への配慮と支援

男女共に各人が互いの性について理解をし合い、互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、対等なパートナーシップの基礎となるものです。

特に女性の身体には、妊娠や出産を可能とする機能があり、生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や病気などの問題に直面することから、女性の生涯の健康を支援する総合的な取組が必要です。

また、若者においては、性感染症が増加傾向にあることから、HIV 感染／エイズ^{*25}等に関する正しい知識の普及啓発や予防教育の推進が必要です。

さらに、現代のストレス社会では、誰でもこころの病にかかる可能性があります。自殺の原因となることもあり、心身のケアに関わる取組や仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けて取り組む必要があります。

※ 24 ストーカー行為

特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うことをいいます。

※ 25 HIV 感染／エイズ

エイズの正式な名称は後天性免疫不全症候群といます。エイズとはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が落ちる病気です。そのために症状が進行すると、健康な人なら何でもないと細菌やウイルス、カビなどに抵抗できなくなり、重い病気にかかりやすくなります。

〈データにみる滋賀の姿〉

図 14 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験

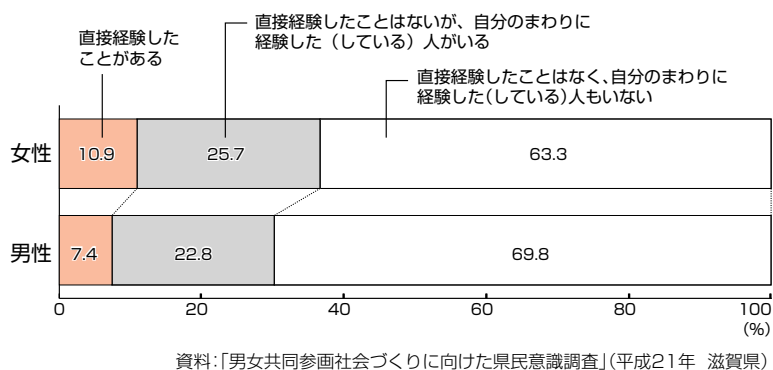


図 15 配偶者による殺人、傷害および暴行事件の検挙件数の推移 (全国)

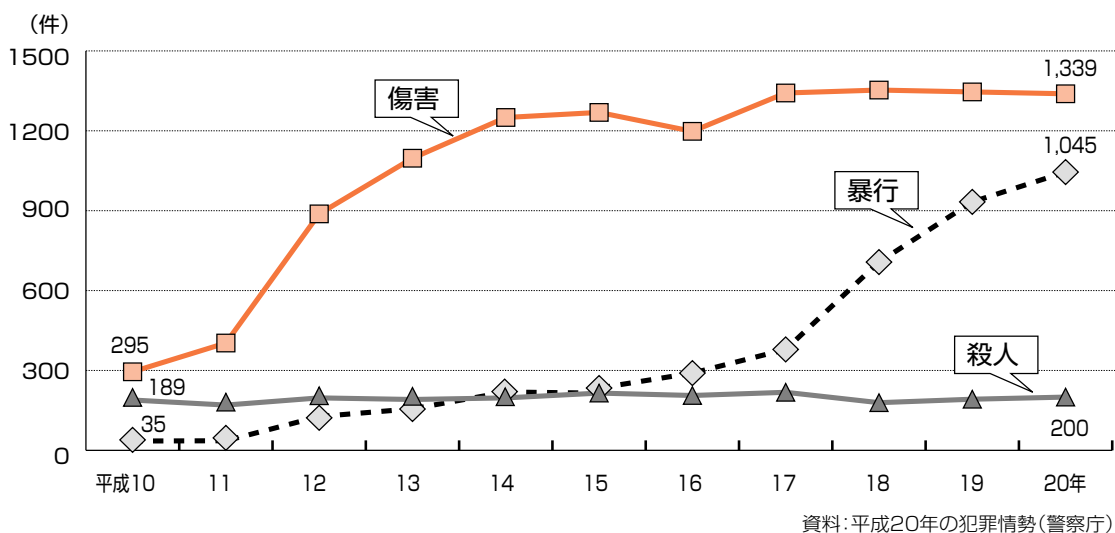


図 16 HIV 感染者の推移（全国）（性別・年代別）

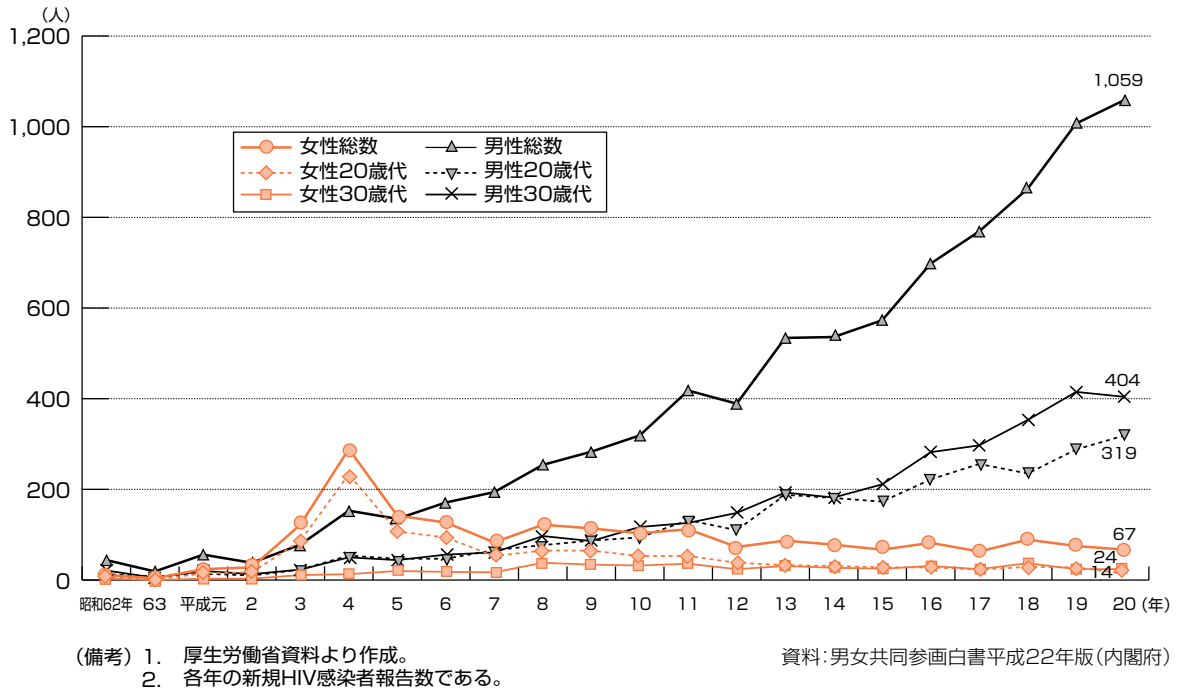
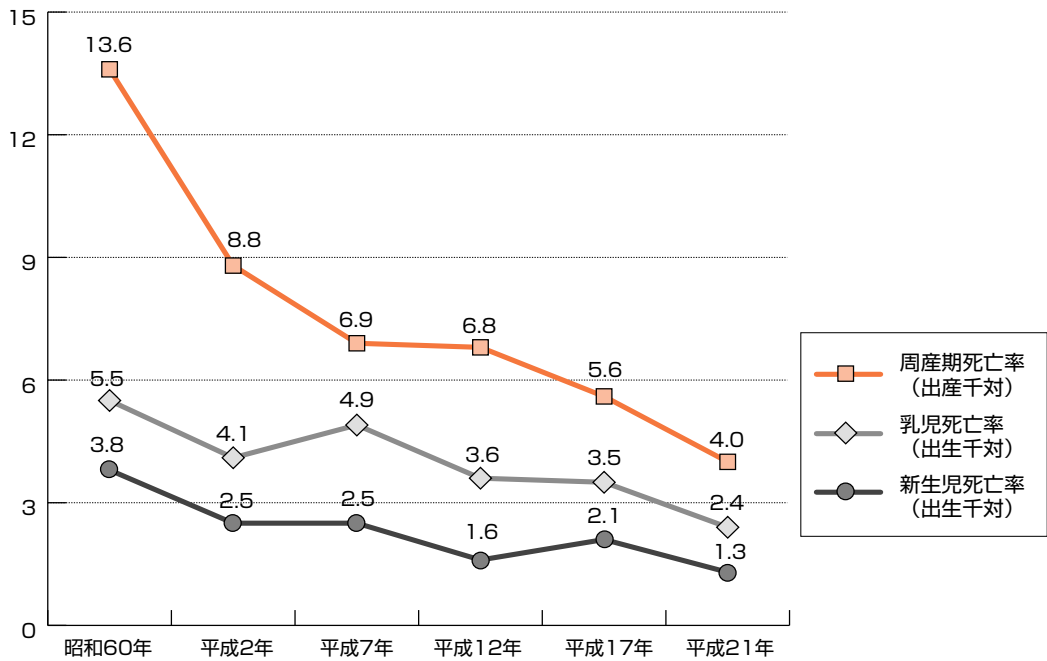


図 17 母子保健関係指標の推移（滋賀県）



目指す姿

男女が生涯にわたって心身ともに健康な生活ができるとともに、男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない社会

施策の方向と取組

(1) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

- ① 職場や学校、地域等、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の根絶に向けて、関係機関と連携しながら、広報・啓発活動を展開します。

＜総合政策部・商工観光労働部・関係部局＞

- ② 関係機関と連携しながら、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）に関する研修の実施や、被害者の相談に適切に応じるため、苦情・相談窓口の整備を進めます。

＜総務部・総合政策部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局＞

(2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

- ① ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）の根絶に向けて、男女間のあらゆる暴力が犯罪であることの社会の認識と理解を高めるための広報・啓発はもとより、暴力防止のための啓発を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ② 県民や医療関係者からの通報を円滑に進めるため、啓発および関係団体との連携を図るとともに、通報に対する確かな対応を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ③ 被害者からの相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員の資質向上ならびに職務関係者の事実確認や聴取などによる二次的被害の防止に向けた取組を進めます。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ④ 関係機関が連携し、被害者の迅速かつ適切な保護を図るとともに、被害者が安心・安全に過ごせる環境づくりおよび心身の回復に向けた支援を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ⑤ 被害者の自立に向けて、関係機関が連携し、就業、住宅、福祉制度や安全確保のための施策等について、被害者への適切な情報提供などの支援を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・土木交通部・警察本部・関係部局＞

- ⑥ 子どものいる家庭における配偶者からの暴力^{※26}が、児童虐待であることを広く周知するとともに、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、支援まで切れ目のない取組を行います。

＜総合政策部・健康福祉部＞

- ⑦ 日本語の理解が十分でない外国人被害者へは、言語や文化、慣習の違いに配慮し、多言語による情報提供の充実や相談窓口への通訳の派遣など支援体制を整えます。

<総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部>

- ⑧ 配偶者からの暴力に対しては、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」に基づき、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制のもと、積極的に取り組めます。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部、関係部局>

- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成19年7月改正法成立）に基づく市町基本計画の策定を働きかけます。

<健康福祉部>

(3) 性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進

- ① 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう、関係機関や暴力の根絶に向け活動している民間団体と連携しながら、様々な機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ② 被害者の相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員や関係職員の資質の向上ならびに二次的被害^{※27}の防止に向けた取組を進めます。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ③ 関係機関と連携しながら、被害者に対する保護・支援体制の整備を進めます。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ④ 様々な形態の暴力について、その実態を把握し、予防や再発防止の方策を総合的に検討します。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ⑤ 子どもに対する性暴力や犯罪に対しては、早期発見、早期保護、心身のケアに努めるとともに、民間団体とも連携しながら子どもの権利擁護や子どもを取り巻く環境浄化の取組を進めます。

<総合政策部・健康福祉部>

※ 26 配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「暴力」は、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

※ 27 二次的被害

相談・捜査・裁判・自立支援等に携わる関係者の不適切な言動でさらに被害者が傷ついてしまうこと。

(4) 子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進

- ① 家庭や地域において、男女間のあらゆる暴力の防止についての意識が浸透するよう、啓発や家庭教育等を支援する学習機会を充実します。
＜総合政策部・教育委員会・警察本部＞
- ② 男女間のあらゆる暴力の防止に向けて、子どものときからの暴力防止の啓発や子どもの発達段階に応じた命の大切さを育む教育の充実を図ります。
＜総合政策部・教育委員会・警察本部＞
- ③ インターネットや携帯電話等を悪用した犯罪に巻き込まれることのないよう、あらゆる機会を通じて子どもにルールやマナーを教え、情報モラルの育成に努めます。
＜総合政策部・教育委員会・警察本部＞

(5) 性の尊重についての意識の浸透と教育の充実

- ① 男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康に関する自己管理の重要性についての認識を高めるため、様々な機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。
＜総合政策部・健康福祉部・関係部局＞
- ② 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に性教育の充実を図り、教職員に対する研修等を行います。
＜教育委員会・関係部局＞
- ③ 生涯学習においては、思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等に応じた性に関する学習内容を取りあげ、学校・家庭・地域の連携による学習機会の拡充と情報の提供などを行います。
＜健康福祉部・教育委員会・関係部局＞

(6) 生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進

- ① 思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等を通じて、男女が性と生殖に関する健康な生活を営むことができるよう、女性外来を含む男女の性差に応じた的確な医療供給体制を推進し、性と健康に関する相談や健康づくりの支援を行います。
＜健康福祉部・関係部局＞
- ② 周産期^{*28}医療体制の充実を図り、女性が安心して妊娠し出産期を過ごせるよう、保健医療対策と健康づくりの支援を推進します。
＜健康福祉部＞
- ③ 母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携しながら普及啓発を行います。
＜商工観光労働部・関係部局＞
- ④ 男女が共に生涯にわたって健康に過ごせるよう、こころの健康も含めた総合的な保健医療対策と生活習慣病等の疾病予防などの健康づくりを推進します。
＜健康福祉部・関係部局＞
- ⑤ エイズ・HIV感染や性感染症に関する正しい知識の普及啓発などを行います。また、薬物乱用防止のため積極的な広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。
＜健康福祉部・教育委員会・警察本部＞

※ 28 周産期

周産期とは、出産前後の期間のことをいいます。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数のことです。(P46 計画推進の目標値)

重点目標 4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立

〈現状と課題〉

多様な生き方が選択可能な学習機会の充実と啓発・広報の展開

固定的な性別役割分担意識は、徐々に変わりつつありますが、今もなお、男女間や世代間による意識の差が大きく、家庭、地域、職場等の中に根強く残っています。このような意識は、長い年月をかけて培われ、社会制度、慣行に影響を及ぼしている場合もあることから、日々の生活や社会の中の良き伝統は継承しつつ、改めるべきところは改められるよう、そのための実践に向けた取組を進めていく必要があります。それとともに、世代間の意識の違いや、人生の段階によって異なるニーズ等に配慮した啓発・広報活動を進めることも重要です。

また、男女が共に個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、学校での教育とともに家庭、地域、職場において、あらゆる世代に対し、多様な教育・学習機会が確保され、その成果が発揮されるよう取組を進めていくことが必要です。

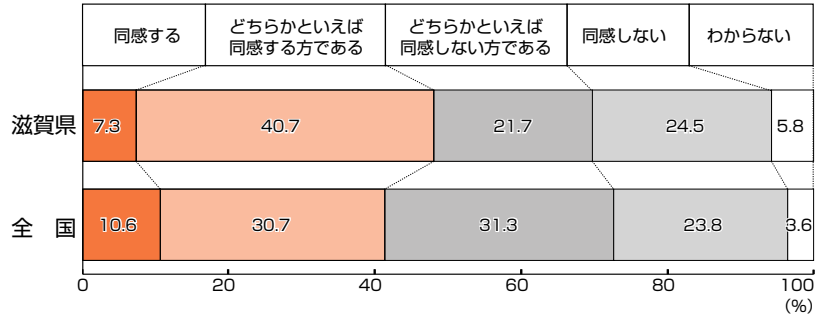
キャリア形成に向けた支援の充実

近年、雇用の不安定化のなかで、若者が将来の夢をなかなか描けないような状況も生まれています。こういったなかで、子どもの頃から一人ひとりが、将来設計を描くことができるよう、キャリア教育の充実が求められています。

特に女性は、仕事と家事・育児・介護等との両立やキャリア形成に不安を抱えていることが多いことから、就業や社会活動など社会参画の促進のための教育・学習の機会の提供、また、事業者における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進など、多様なキャリア形成を支援する取組が必要です。

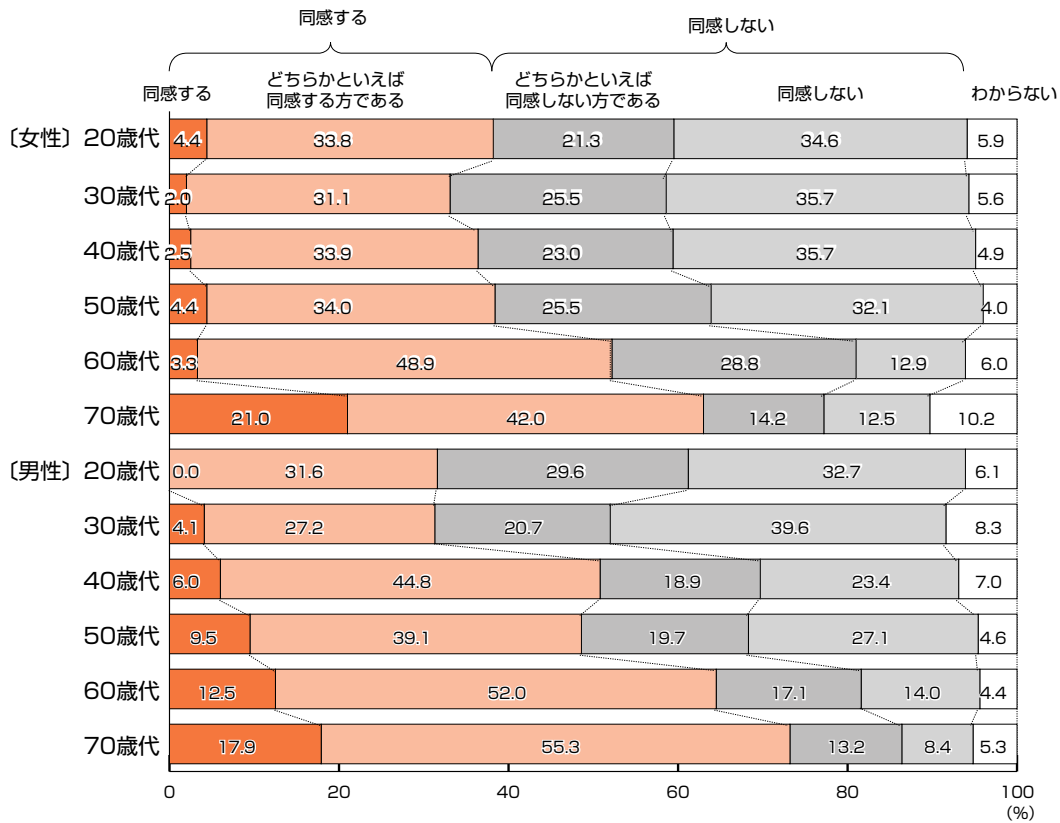
〈データにみる滋賀の姿〉

図 18 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県・全国）



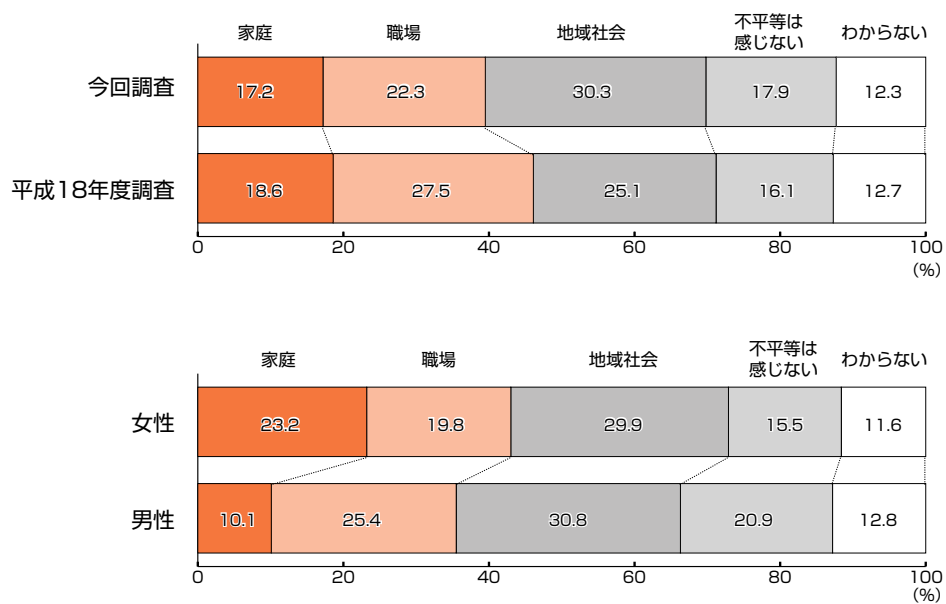
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)
 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年 内閣府)

図 19 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方（性・年代別）



資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成21年 滋賀県)

図 20 男女の不平等を感じるところ（滋賀県）



資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（平成21年 滋賀県）

目指す姿

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も女性も多様な選択ができる社会をめざし、県民の男女共同参画への意識を深め、一人ひとりが自立する力をもっていきいきと生活できる社会

施策の方向と取組

(1) 男女共同参画推進のための広報・啓発

- ① 県民や事業者が男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、職場における男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いて戦略的に啓発・広報を進めます。【再掲】
<総合政策部・全庁>
- ② 個人、事業者、社会にとって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることの必要性を重視した啓発・広報を展開するとともに、社会全体の意識づくりや関心を高める取組を進めます。【再掲】
<総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局>
- ③ 社会的性別（ジェンダー）の視点に立って、地域の慣行に差別的取扱がないか見直しが進み、地域活動に男女が共に参画していけるよう、地域活動における男女共同参画の視点の定着をめざし、様々な機会をとらえた啓発・広報を進めます。【再掲】
<総合政策部・関係部局>
- ④ 男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が進むよう、事業主に対して情報の提供や啓発を行います。【再掲】
<総務部・総合政策部・商工観光労働部・関係部局>
- ⑤ 男女共同参画の視点から、家庭教育をはじめとする生涯学習を進めます。【再掲】
<総合政策部・教育委員会>
- ⑥ 生涯にわたる学習活動を通じて、情報を伝える媒体（メディア^{※29}）からもたらされる膨大な情報を主体的に読み解き活用する能力（メディア・リテラシー^{※29}）の向上のための支援を行います。
<総合政策部・教育委員会・関係部局>

※ 29 メディア、メディア・リテラシー media literacy

メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。

メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけることをいいます。

(2) 若者や男性に向けての戦略的な広報・啓発

- ① 男女共同参画の啓発にあたっては、若者や男性の関心が高い分野を取り上げるとともに、実践的な活動への参画を促進するなど戦略的な事業開催や啓発を行います。 <総合政策部・教育委員会>
- ② 男性の家事・育児への参加、介護などの生活課題に応じた実践的な講座や、自立した生活に結びつく講座の開催および若者や男性の組織を越えたネットワークづくりを進め、多様な人材の育成を進めます。 <総合政策部・教育委員会・関係部局>

(3) 男女共同参画の視点に立った学校等における教育・学習の推進

- ① 家庭、地域社会と協働し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む就学前や学校での教育を推進します。 <総務部・総合政策部・健康福祉部・教育委員会・関係部局>
- ② 進路指導に当たっては、児童生徒、学生一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。 <総務部・教育委員会>
- ③ 教職員等自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、研修等の取組を推進します。 <総務部・総合政策部・健康福祉部・教育委員会>
- ④ 高等教育機関における教育や研究活動において、男女の共同参画を推進します。 <総務部・関係部局>
- ⑤ 学校教育を通じて、情報を伝える媒体（メディア）からもたらされる膨大な情報を主体的に読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を行います。 <教育委員会>

(4) 自立意識の醸成、キャリア形成への支援

- ① 子どものときから就業の重要性を認識し、幅広い職業選択や仕事をする生きがいおよび意義を学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動を充実します。 <総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部・教育委員会>
- ② 男女がそれぞれのライフスタイルに沿った形で自らのキャリアプランが描けるよう、就職する前、あるいは再就職する前の段階でのキャリア教育を充実します。 <総合政策部・商工観光労働部・関係部局>
- ③ 女性の就業、地域活動、家庭生活などそれぞれの活動を両立する生き方が尊重され、身につけた能力が活かせるようキャリア支援の充実を図ります。 <総合政策部・商工観光労働部・関係部局>

(5) 男女共同参画を推進する人材の育成

- ① 地域や職場で、主体的に男女共同参画を推進する団体やリーダーの育成を行います。【再掲】 <総合政策部・関係部局>
- ② 身近な家庭生活の中から男女共同参画が実践されるよう、家庭教育や生涯学習などの担い手となる人材を育成します。【再掲】 <総合政策部・教育委員会>

③ NPO 等が行う社会的活動に対して、活動しやすい環境整備や必要な情報の提供などを行い、主体的な取組を促進します。
＜総合政策部・全庁＞

④ 地域の多様な活動団体において、男女共同参画の視点をもって組織の運営や活動がされるよう担い手となる人材を育成します。
＜総合政策部＞

(6) 公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進

① 情報を伝える媒体（メディア）による不適切な性・暴力表現等の排除に向けた社会的気運を高めるよう、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。
＜総合政策部・関係部局＞

② 情報を伝える媒体（メディア）の送り手における男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組がされるよう、協力を要請します。
＜総合政策部・関係部局＞

③ 不適切な性・暴力表現を扱ったインターネット上の情報や出版物など青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や、青少年が有害環境に誘惑されることなく自らを大切にする心をはぐくむような広報啓発活動を推進します。
＜健康福祉部・警察本部・関係部局＞

④ 行政の広報・刊行物などにおいて、固定的な性別役割をイメージする表現や性差別的な表現がないか、あるいは結果的にこれを容認する表現になっていないかを点検し、是正します。
＜総合政策部・全庁＞

(7) 男女共同参画に関する調査・研究の推進

① 県民の意識や実態、様々な場への女性の参画状況など、男女共同参画の推進状況を継続的かつ定期的に調査・把握し、男女共同参画の推進を阻害する要因について分析し、施策に活かします。
＜総合政策部＞

② 男女共同参画に関する国内外の情報や統計等の収集に努めるとともに、広く提供します。
＜総合政策部＞

③ 大学等と連携、協働して、男女共同参画に関する様々な分野の調査研究を進めます。＜総合政策部＞

(8) 国際的な取組との協調

① 男女共同参画に関する国際的な取組などについての情報の収集に努め、広く提供します。
＜総合政策部＞

重点目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画促進

〈現状と課題〉

あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性の参画を進める仕組みづくり

近年、政治、企業、団体または行政などの様々な場面へ女性が参画し、活躍する姿が見られるようになってきました。しかし、いまだ女性が政策・方針決定の場で、十分に活躍できていない現状があります。

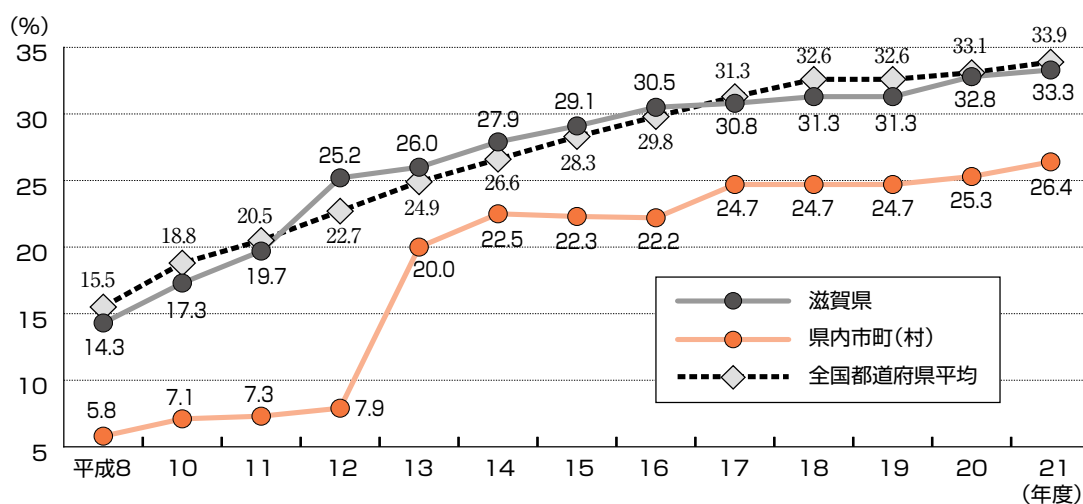
意欲のある女性に、エンパワーメント^{※30}の機会を提供し、女性自身が力をつけることを支援するとともに、意識改革や女性の参画促進のための環境整備、また女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取組が必要です。

※ 30 エンパワーメント empowerment

「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることをいいます。

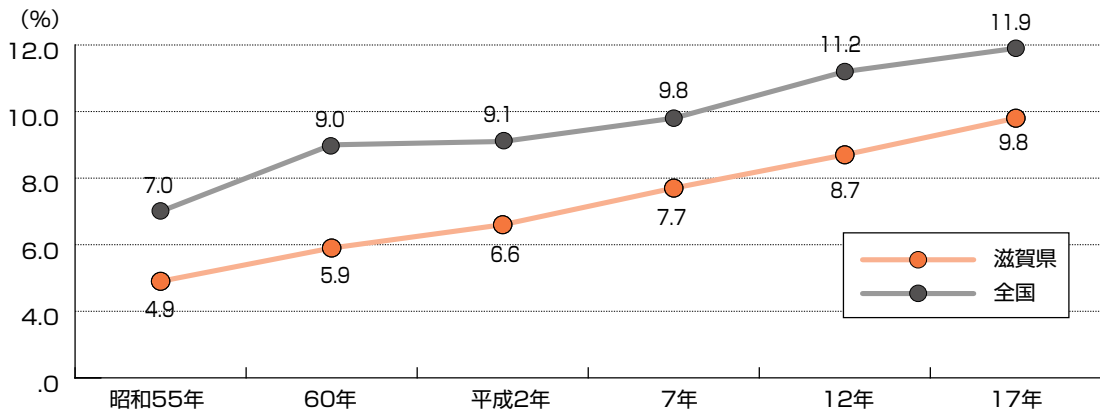
〈データにみる滋賀の姿〉

図 21 審議会等における女性委員の割合の推移（滋賀県・全国平均）



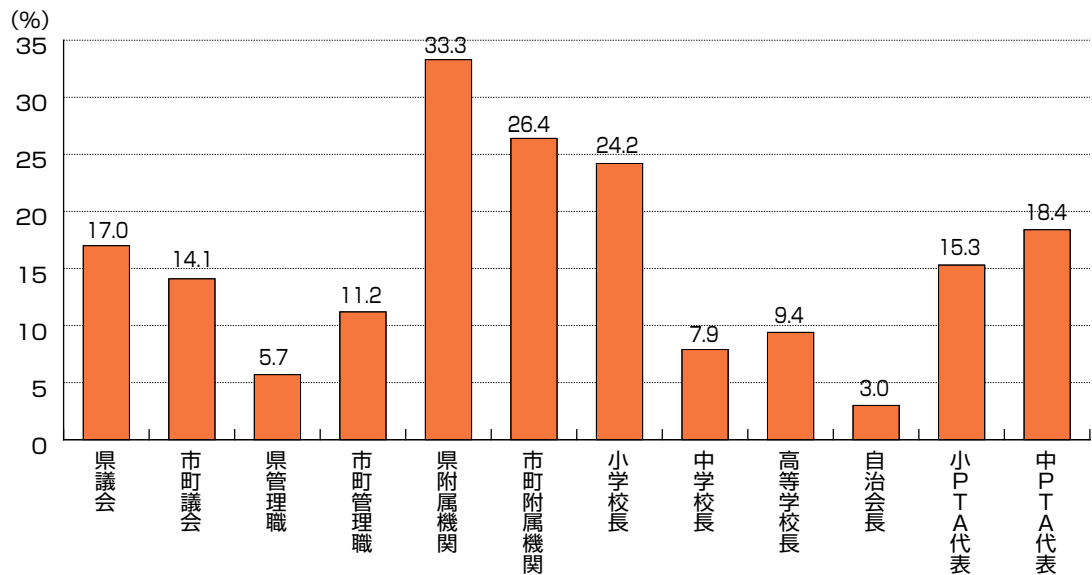
資料：内閣府、滋賀県資料

図 22 管理的職業に従事する者に占める女性の割合（滋賀県・全国）



資料：「国勢調査」(総務省統計局)

図 23 様々な分野における女性の参画状況（滋賀県）



資料：滋賀県資料(平成22年3月ないし4月)

目指す姿

企業や関係団体が連携して女性の積極的な登用を進めることにより、男女があらゆる分野の方針の立案および決定の過程に共に参画し、活力ある組織づくりが進んだ社会

施策の方向と取組

(1) 行政における女性の参画拡大

- ① 県の審議会等委員については、推薦団体への協力要請や人材の発掘と育成に努め、あて職規定の見直しも含め、女性のいない審議会等の解消など女性委員の登用拡大を進めます。 <全庁>
- ② 県の行政委員会委員への女性の登用を促進します。 <総務部・行政委員会>
- ③ 様々な分野で活躍する女性の発掘・把握に努めるとともに、女性有識者人材情報を整備し、活用を図ります。 <総合政策部・全庁>
- ④ 県の率先行動として、女性の職員について、採用、昇任、管理職への登用や職域の拡大を積極的に進めます。また、管理職への登用に向け、研修の実施等、長期的な視野に立った人材育成を行うとともに、管理職をはじめとする職員等への意識啓発を行います。 <総務部・総合政策部・全庁>
- ⑤ 市町における審議会等委員や行政委員会委員への女性の登用促進および女性の職員の管理職への登用や職域拡大がされるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。 <総務部・総合政策部>

(2) 事業者における女性の参画拡大への働きかけ

- ① 女性の管理職や役員等への登用を促進するため、関係機関等と連携をとりながら、社会的気運を高める啓発を行います。 <総合政策部・商工観光労働部・関係部局>
- ② 商工業等の自営業において、経営などの方針決定の場へ女性の参画が進むよう、能力開発のための取組を推進します。 <商工観光労働部>
- ③ 農林漁業において、経営などの方針決定の場へ女性の参画が進むよう、能力開発のための取組を推進し、女性起業リーダーの育成を進めるとともに、交流や情報交換の場を提供します。 <琵琶湖環境部・農政水産部>

(3) 民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ

- ① 民間団体における運営や方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。 <全庁>
- ② 自治会や、PTAなどの地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、市町と連携して、定期的に実態の把握に努め、情報の収集や提供などの支援を行います。 <総合政策部・関係部局>

- ③ 防災（災害復興を含む。）、防犯、地域おこし・まちづくり、観光、環境等の分野における方針決定の場への参画など女性の活躍が促進されるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。

<関係部局>

(4) 女性のエンパワーメントの促進

- ① 女性が積極的に方針決定の場へ参画するよう、各種講座や研修会などを通じて人材の育成を行います。

<総務部・総合政策部・関係部局>

- ② 女性団体・グループ等のネットワークづくりの支援や、主体的に地域で活躍する団体・グループ等を育成するとともに、活動の拠点づくりを進めます。

<総合政策部・関係部局>

- ③ 様々な分野で活躍する働く女性の情報交換の場づくりやネットワークづくりなどの主体的な活動を支援します。

<総合政策部>

- ④ 様々な分野で挑戦し、活躍する女性を応援するとともに、将来像やキャリア形成のモデル（ロールモデル^{※31}）として広く紹介します。

<総合政策部>

※ 31 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいいます。たとえば、職場の上司や先輩など、自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる、モデルとなる人物のことをいいます。

推 進 体 制

第 4 章

第4章 推進体制

1 多様な主体との連携・協働

県民の思いや願いを施策に活かし、多様なニーズに対応するためには、地域団体やNPO、事業者等の様々な主体がもつ特性を活かし、それぞれの自主性や主体性を尊重しながら、協働の視点からの取組を進めることが、今後より一層必要となってきます。また、地域の男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター（「G-NETしが」）では、地域の課題解決のための実践的な取組について、様々な活動団体が連携・協働を進めていくための活動の核としての役割も求められており、団体間の連携・協働のコーディネート機能を充実していくことが重要です。

計画を推進するに当たっては、計画の内容をよりわかりやすく示しながら、この計画に対する県民の理解を深め、共に行動していくため、対話を重視し、共感をもって互いの取組を進めていきます。

(1) 県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働

- ① 県民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場・地域などあらゆる場を通して、身近なところから主体的・積極的に取り組むよう働きかけます。
- ② 事業者が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組まれるよう、事業者の知恵を活かすなど連携しながら働きかけを進めます。
- ③ 県民・地域団体・NPO・事業者・大学等への情報提供や情報交換等を進め、自主的活動と相互連携を支援します。
- ④ 県民・地域団体・NPO・事業者・大学等との連携・協働を強化し、地域の取組の支援や意識啓発など男女共同参画推進の取組を進めます。

(2) 男女共同参画センター（「G-NETしが」）を核とした多様な主体との連携

- ① 地域団体・NPO・事業者・大学等の自主的な活動が促進されるよう、交流機会の場の提供などネットワークづくりを支援するとともに、交流や協働を希望する多様な主体間のコーディネート機能を強化します。
- ② 県内の男女共同関連施設や市民活動支援施設等とのネットワークの構築と相互連携を進めます。

2 県の推進方策

県行政において、男女共同参画をめぐる、県政のあらゆる分野にまたがる課題に、整合性をもって、総合的かつ効果的に対処するためには、部局の枠組を超えて、横のつながりを強化して取り組んでいくことが必要です。女性の参画拡大についても、行政が率先して進めることにより、事業者や民間団体等における女性の意思決定への参画や管理職等への登用などが進むと考えられ、県としても他に先駆け取り組んでいく必要があります。

また、県と市町がそれぞれの役割をしっかりと果たしていくことが必要であり、県は、住民にとってより身近な市町において、それぞれの地域の実情に応じた取組が進むよう支援していくことが重要です。それとともに、国の動向を正確に把握し、情報共有をしながら県の施策に効果的に反映させていくことが求められています。

男女共同参画センター（「G-NETしが」）においては、男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設として、県民、事業者、地域団体、NPO、大学等および市町の取組が一層促進されるよう機能をより充実させる必要があります。

(1) 庁内における推進体制の充実

- ① 県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するために、「滋賀県男女共同参画推進本部」を活用し、庁内関係各課の一層の連携を図ります。
- ② 県の施策を推進するための調査審議機関として、公募委員を始め学識経験者等の委員で構成する「滋賀県男女共同参画審議会」において、各事業の進捗状況の確認等を実施します。
- ③ 県の施策において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の視点を導入し、推進します。
- ④ 本計画に基づく施策の推進にあたっては、進捗状況を把握するため県民にわかりやすい目標値を設定し、各年の状況を公表するとともに、施策の推進状況について、年次報告として県民に広く情報提供を行います。
- ⑤ 計画を実効性のあるものとするため、施策の企画・立案、実施後の状況について、わかりやすい評価方法を導入し、よりよい施策の実施につなげます。
- ⑥ 男女共同参画施策や男女共同参画の推進に影響すると考えられる施策等についての苦情の申出に適切に対処します。
- ⑦ 県が他の事業者の模範となるよう、庁内各課に男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画の視点に立った職場環境づくりや職場研修を通じ、職員の意識啓発を行うとともに、平素の業務に男女共同参画の視点を定着させます。
- ⑧ 男女共同参画を取り巻く国内外の状況や情報を収集、提供するとともに、県における状況や意識に関する定期的な調査や課題についての調査・研究を行います。

(2) 国・市町との連携

- ① 国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組も踏まえつつ、関連施策を含めた施策の効果的な推進を図ります。
- ② 地域の特色を踏まえた基本計画の策定を働きかけるとともに、計画に基づいて男女共同参画施策や職員研修、住民への意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、市町を支援します。
- ③ 市町との連携を強化しながら、普及啓発事業等の取組を進めます。

(3) 男女共同参画センター（「G-NETしが」）の機能充実

- ① 社会のあらゆる分野にチャレンジしようとする女性の活躍を支援するとともに、関係機関による支援ネットワークの充実を図ります。
- ② 多様な学習機会を提供するとともに、地域における指導者の育成や資質向上を図るための取組の充実、地域団体やNPOなどにおける男女共同参画の視点をもって活躍する人材の育成に努めます。
- ③ NPO等の自主的な活動が促進されるよう、交流機会の場の提供などネットワークづくりを支援するとともに、団体の育成に努め、協働による取組を進めます。
- ④ 地域団体・NPO・事業者・大学等の多様な主体との連携・協働を進めるとともに、交流や協働を希望する多様な主体間のコーディネート機能を強化します。
- ⑤ 県内外の様々な取組や活動に関する情報の集約と、情報収集のためのネットワークづくりを進めます。また、図書・資料室の機能を充実するとともに、ホームページや情報誌等の様々な媒体を活用して、県民等が必要とする情報の提供を行います。
- ⑥ 男女共同参画に関する相談事業の充実に向けて、市町や関係機関との連携強化に努めるとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

計画推進の目標値

重点目標	指 標	現況値 (平成21年度末)	平成27年度 までの目標値	備考(関連計画等)
1 家庭・地域における 男女共同参画の推進	平日昼間の保育利用児童数	26,897 人	28,715 人	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
	病児・病後児保育実施箇所数	13 か所	28 か所	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
	放課後児童クラブ利用児童数	8,232 人	9,596 人	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
	一時預かり事業の実施箇所数	57 か所	117 か所	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
	通所介護・通所リハビリテーション・ 認知症対応型通所介護延利用回数	1,775,675 回	2,341,091 回	レイカディア滋賀プラン 目標年度：平成23年度
	家庭教育協力企業協定制度締結企業数	904 事業所	1,300 事業所	
2 働く場における 男女共同参画の推進	母子家庭等就業・自立支援センターの取組に よる年間就業者数	110 人	150 人	
	男性の育児休業取得率	1.4%	5.0%	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
	農山漁村における女性の起業数 (年間売上100万円以上)	79 件	120 件	
	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	393 社	560 社	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
	女性の職業訓練受講者の就職率	64.3%	70.0%	
	男女共同参画センターの支援を受けて活躍す る女性の数(下記注※参照)	18 人	120 人	
3 男女間のあらゆる暴力の 根絶と人権の尊重	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のた めの施策に関する基本的な計画策定済み市町 の数	1 市町	14 市町	滋賀県配偶者からの暴力防止 及び被害者の保護のための施 策に関する基本的な計画 目標年度：平成26年度
	周産期の死亡児数 (出産1000人に対する死亡数)	4.0 人	3.9 人	淡海子ども・若者プラン 目標年度：平成26年度
4 男女共同参画意識の 浸透と自立意識の確立	性別による固定的な役割分担意識にとらわれ ない人の割合	46.2%	60.0%	
	小中高等学校における男女共同参画社会づく りのための副読本活用率	69.1%	100%	
5 政策・方針決定過程へ の女性の参画促進	県の審議会等の女性委員の割合	33.3%	40.0%	
	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	9.1%	15.0%	
	農協・漁協における女性の正組合員数の割合	農協 12.4% 漁協 8.1%	農協 25.0% 漁協 10.0%	※漁協については沿湖漁協 を対象

推進体制

重点目標	指 標	現況値 (平成21年度末)	平成27年度 までの目標値	備考(関連計画等)
1 県民・地域団体・NPO・ 事業者・大学・行政等の 多様な主体による 連携・協働	男女共同参画計画の策定済み市町の割合	84.2%	100.0%	
	男女共同参画を活動分野とするNPO法人数	80 団体	125 団体	

※男女共同参画センターで実施している女性のチャレンジ支援事業等を活用して、社会で活躍をはじめた女性の数。
活躍状況の例としては、「アロマショップ開業、子育て支援のNPO法人設立、パン屋経営、コミュニティカフェ運営等」

<備考欄に掲げている関連各種計画との整合を図るため、これら計画の改定等による新たな目標値を本計画の目標値として読み替えるものとする。>

参 考

参考 1

男女共同参画推進の主な動き

(1) 女性の自立と地位向上を目指して

国際婦人年（昭和 50 年）

世界と日本の動き

国際連合は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、世界的に女性の地位向上を図る議論等が展開されました。同年メキシコ・シティで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指して向こう 10 年間の各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

同年秋には行動計画が承認され、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国連婦人の 10 年」とすることが宣言され、その目標を平等・発展・平和と決めました。

同年、我が国では、女性の地位向上のための国内における本部機構として総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」が策定されました。

滋賀県では

昭和 52 年（1977 年）、関係機関による「滋賀県婦人問題連絡協議会」を設置し、翌年には、商工労働部労政課内に「婦人対策係」を設置しました。

また同年、各界代表者による「婦人問題懇話会」を設置し、様々な分野における調査・審議を重ねて、昭和 56 年（1981 年）に婦人問題懇話会から「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」があり、昭和 58 年（1983 年）に本県ではじめての女性行政推進の計画として「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして」を策定しました。

女子差別撤廃条約批准（昭和 60 年）

世界と日本の動き

昭和 54 年（1979 年）の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約^{*32}）が採択され、翌年コペンハーゲンにおいて開催された「国連婦人の 10 年」中間年世界会議の会期中に署名式が行われ、条約の批准に向けて世界各国の取組が進められました。

我が国は、国籍法の改正や男女雇用機会均等法^{*33}の制定等国内法の整備や、家庭科教育の男女共修などの条件整備を進め、昭和 60 年（1985 年）には同条約を批准しました。

滋賀県では

昭和 59 年（1984 年）、商工労働部内に「労政婦人課」を設置し、女性行政の総合的推進体制を整備しました。

※ 32 女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立を目指して、昭和 54 年（1979 年）12 月、第 34 回国連総会で採択され、昭和 56 年（1981 年）9 月に発効しました。日本は昭和 55 年（1980 年）7 月に署名、昭和 60 年（1985 年）6 月に批准しました。

この条約は、あらゆる分野における慣習・慣行、個人の意識、行動様式の変革を求めています。
また、ポジティブ・アクションは差別（いわゆる逆差別）とならないことも明らかにしています。

※ 33 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

ナイロビ将来戦略（昭和 60 年）

世界と日本の動き

「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60 年（1985 年）の「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議において、西暦 2000 年に向けて、各国等が実情に応じた効果的措置を採る上での指針となる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

昭和 62 年（1987 年）、ナイロビ将来戦略を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

滋賀県では

昭和 61 年（1986 年）、近江八幡市に女性の自立と社会参加のための拠点施設「滋賀県立婦人センター」を開設し、女性の主体的・実践的な活動への支援を始めました。

平成元年（1989 年）には、女性行政の総合調整機能を強化するため、知事直属に「婦人行政課」を新設するとともに、庁内体制の強化を図るため、副知事を本部長とする「滋賀県婦人行政推進本部」を設置しました。

平成 2 年（1990 年）、婦人問題懇話会から「男女共同参加型社会づくりに向けての提言」があり、これを受けて「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」を策定しました。

(2) 男女共同参画社会の実現を目指して

「参加」から「参画」へ（平成3年）

日本の動き

平成3年（1991年）、新国内行動計画の第一次改定がされ、「共同参加」から「共同参画」へ改められ、「男女共同参画型社会」の形成を目指すこととされました。

同時に、従来使われてきた「婦人」という言葉についても、法令用語、固有名詞等を除き、「女性」の表現とすることとされました。

平成6年（1994年）には、「男女共同参画推進本部」が設置されるとともに、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置し、推進体制の整備が図られました。

また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

滋賀県では

平成4年（1992年）、婦人行政推進本部を「滋賀県女性政策推進本部」に、婦人行政課を「女性政策課」に、それぞれ改称しました。

同年、婦人問題懇話会を「女性問題懇話会」に改称し、計画を「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」に改称しました。

平成5年（1993年）、女性問題懇話会から「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」があり、これを受けて翌年に「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」を策定し、同年に「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」と改称しました。

北京会議と行動綱領（平成7年）

世界と日本の動き

平成7年（1995年）、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「世界行動綱領」が採択されました。

この行動綱領により各国政府は、平成8年（1996年）末までに自国の行動計画を開発し終えることが求められ、我が国では、平成8年（1996年）、男女共同参画審議会からの「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、新たな行動計画として「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

滋賀県では

平成8年（1996年）、県のはじめての試みとして女性問題懇話会の委員に公募制を導入しました。

平成9年（1997年）、女性政策推進本部を「滋賀県男女共同参画推進本部」に、女性政策課を「企画県民部男女共同参画課」に改編・改称し、また県立婦人センターを「滋賀県立女性センター」に改称しました。

同年、女性問題懇話会を「男女共同参画懇話会」に改称するとともに、男女共同参画懇話会から「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」の提言があり、これを受けて翌年に「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが2010プラン～」を策定しました。

男女共同参画社会基本法の制定（平成 11 年）と 滋賀県男女共同参画推進条例の制定（平成 13 年）

世界と日本の動き

平成 12 年（2000 年）、ニューヨークにおいて、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、21 世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成 17 年（2005 年）には、国連本部（ニューヨーク）において、「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京 + 10」ハイレベル会合）」が開催され、「北京宣言および行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成 11 年（1999 年）6 月 23 日、我が国では、男女共同参画社会の実現のための基本法となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。そして、翌年には、基本法に基づく我が国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 17 年（2005 年）には、同計画が改定され、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されています。

なお、平成 13 年（2001 年）、省庁再編により「内閣府」が置かれ、その中に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。

平成 22 年（2010 年）3 月には、男女共同参画会議から「第 3 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」について答申され、同年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

滋賀県では

男女共同参画社会基本法の制定を機に条例制定の気運が高まり、平成 13 年（2001 年）に、滋賀県男女共同参画懇話会から「男女共同参画社会の早期実現のための新たな方策」についての提言があり、これを受けて同年に「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年 4 月に施行されました。

平成 14 年（2002 年）、条例に基づく「滋賀県男女共同参画審議会」を設置し、同年、同審議会から「滋賀県男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」の答申を受けて、平成 15 年 3 月に基本法および条例に基づく「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（改訂版）～」を策定しました。

平成 14 年（2002 年）、県立女性センターを「滋賀県立男女共同参画センター」と改称し、条例に基づく県民等の男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設としました。

平成 15 年（2003 年）、組織改編により、男女共同参画課を政策調整部に設置しました。

平成 19 年（2007 年）、男女共同参画審議会から「滋賀県男女共同参画計画の改定にあたっての基本的考え方について」の答申を受けて、平成 20 年 2 月に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（第 2 次改訂版）～」を策定しました。

平成 20 年（2008 年）、男女共同参画課を政策調整部から県民文化生活部へと組織改編しました。

平成 22 年（2010 年）、男女共同参画審議会から「滋賀県男女共同参画計画の改定にあたっての考え方について」の答申があり、これを受け平成 23 年（2011 年）3 月に「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」を策定しました。

(3) 男女共同参画推進の主な動き（年表）

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
1970年代	1975年6月(昭50) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「平等・発展・平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 1976～85年の10年間を「国際婦人の10年」と宣言	1975年9月(昭50) 総理府婦人問題担当室設置	
	世界行動計画 採択	1977年1月(昭52) 国内行動計画 策定 計画期間：昭和52～61年度	
		1977年10月(昭52) 国内行動計画前期重点目標 発表	1978年4月(昭53) 商工労働部労政課婦人対策係設置
	1979年12月(昭54) 女子差別撤廃条約 第34回国連総会で採択(1981年9月発効)		
1980年代	1980年7月(昭55) 「国連婦人の10年」1980年世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式(57か国)	1980年7月署名	
	国連婦人の10年後半期行動のプログラム 採択		
	1981年2月(昭56) ILO第156号条約(家庭的責任を有する労働者条約) 第67回ILO総会で採択(1981年9月発効)	1981年5月(昭56) 国内行動計画前期重点目標 決定	1981年9月(昭56) 婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」
			1983年3月(昭58) 滋賀の婦人対策の方向—婦人の地位向上をめざして— 策定
			1984年4月(昭59) 商工労働部労政婦人課設置
	1985年7月(昭60) 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議	1985年6月(昭60)批准(72番目) 育児休業法成立(1975) (女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象) 民法一部改正(1976) (離婚時の氏使用可能等) 国籍法、戸籍法、一部改正・施行(1984) (父系血統主義から父母両系血統主義へ) 男女雇用機会均等法成立(1985)	1985年1月(昭60) 婦人問題懇談会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(372項目) 採択	1987年5月(昭62) 西暦2000年に向けての新国内行動計画 計画期間：昭和62年～75年度 (平成12)	1986年11月(昭61) 県立婦人センター開所
			1989年4月(平成元) 知事直属に婦人行政課設置
			1989年6月(平成元) 滋賀県婦人行政推進本部設置

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
1990年代	1990年3月(平成2) ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論	1991年5月(平成3) 西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定 計画期間:平成3~7年度	1990年8月(平成2) 男女共同参加型社会づくり滋賀県計画 策定
	1994年9月(平成6) 世界人口・開発会議(カイロ) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択	1992年12月(平成4) 婦人問題担当大臣設置	1992年4月(平成4) 女性政策課に改称 滋賀県女性政策推進本部に改称
	1995年9月(平成7) 第4回世界女性会議(北京) 行動綱領 採択	1994年7月(平成6) 総理府男女共同参画室設置	1993年3月(平成5) 女性問題懇話会「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」
		1995年6月批准(23番目) 育児休業法成立(1991) 育児・介護休業法成立(1995) (介護休業制度を法制化。 平成11年からは休業の制度化が事業主の義務)	1994年8月(平成6) 男女共同参画社会づくり滋賀県計画(第一次改定) 策定・改称
		1996年12月(平成8) 男女共同参画2000年プラン 計画期間:平成12年度まで	1995年4月(平成7) 湖国農山漁村女性プラン 策定
		1997年6月(平成9) ・男女雇用機会均等法改正 (一部を除き平成11年4月1日施行差別解消努力義務から差別禁止規定へセクハラ防止、ポジティブアクションへの対応) ・労働基準法一部改正 (女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・育児・介護休業法一部改正 (労働者の深夜業制限の制度創設)	1997年4月(平成9) 企画県民部男女共同参画課設置 滋賀県男女共同参画推進本部に改称 県立女性センターに改称
		1999年4月(平成11) 男女雇用機会均等法 改正	1997年9月(平成9) 男女共同参画懇話会 「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」提言
		1999年6月(平成11) 男女共同参画社会基本法 成立・施行	1998年8月(平成10) 滋賀県男女共同参画推進計画 パートナーしが2010プラン 策定
		1999年7月(平成11) 食料・農業・農村基本法 施行	

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
2000年代	<p>2000年6月(平成12)</p> <p>国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</p>	<p>2000年5月(平成12年)</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律 成立</p> <p>2000年12月(平成12)</p> <p>「男女共同参画基本計画」 策定</p> <p>2001年1月(平成13)</p> <p>内閣府男女共同参画局設置</p> <p>2001年4月(平成13)</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法) 成立</p>	<p>2001年3月(平成13)</p> <p>男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現をめざす取組を加速し、強力に推進していくための方策について」提言</p> <p>2001年12月(平成13)</p> <p>滋賀県男女共同参画推進条例 制定</p> <p>2002年4月(平成14)</p> <p>滋賀県男女共同参画推進条例 施行</p> <p>2002年4月(平成14)</p> <p>滋賀県男女共同参画審議会設置 県立男女共同参画センターに改称</p> <p>2002年11月(平成14)</p> <p>男女共同参画審議会「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申</p> <p>2003年3月(平成15)</p> <p>男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～ 策定</p> <p>2003年4月(平成15)</p> <p>政策調整部男女共同参画課に組織改編</p> <p>2004年3月(平成16)</p> <p>男女共同参画審議会「男女共同参画の視点に立った地域づくりについて」提言</p> <p>2007年8月(平成19)</p> <p>男女共同参画審議会 「男女共同参画計画改定にあたっての基本的考え方について」答申</p> <p>2008年2月(平成20)</p> <p>男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)～ 策定</p>
	<p>2005年2～3月(平成17)</p> <p>国連「北京+10」世界関係級会合(ニューヨーク)</p>	<p>2003年7月(平成15)</p> <p>次世代育成支援対策推進法 成立、一部施行</p> <p>2004年6月(平成16)</p> <p>DV防止法改正</p> <p>2004年12月(平成17)</p> <p>育児・介護休業法改正</p> <p>2005年12月(平成17)</p> <p>男女共同参画基本計画(第2次) 策定</p> <p>2006年6月(平成18)</p> <p>男女雇用機会均等法改正</p> <p>2007年6月(平成19)</p> <p>パートタイム労働法改正</p> <p>2007年7月(平成19)</p> <p>DV防止法改正</p> <p>2007年12月(平成19)</p> <p>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p>	

	[国連関係]	[国]	[滋賀県]
2000年代		2008年11月(平成20) 次世代育成支援対策推進法改正 2009年6月(平成21) 育児・介護休業法改正	2008年4月(平成20) 県民文化生活部男女共同参画課に組織改編
2010年代	2010年9月(平成22) APEC(アジア太平洋経済協力) 「第15回女性リーダーズネットワーク会合」 (議長国:日本)	2010年7月(平成22) 「第3次男女共同参画基本計画策定に 当たっての基本的な考え方」答申 2010年12月(平成22) 男女共同参画基本計画(第3次) 策定	2010年7月(平成22) 男女共同参画審議会「男女共同参画計画 の策定にあたっての考え方について」答申 2011年3月(平成23) 男女共同参画計画 ～新パートナーしがプラン～ 策定 2011年4月(平成23) 総合政策部男女共同参画課に組織改編

参考2 用語解説

	用語	解説
あ 行	育児・介護休業法	正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。
	一般事業主行動計画 特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が労働者の仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのための行動計画を策定するもので、国や地方公共団体が策定するものを「特定事業主行動計画」、国や地方公共団体以外の事業主が策定するものを「一般事業主行動計画」といいます。なお、平成23年4月1日より一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が、従業員301人以上の企業から従業員101人以上の企業に拡大され、100人以下の企業が努力義務となります。
	インキュベーション施設	創業間もないベンチャー企業等の支援施設。入居企業は、少ない費用負担でのオフィス賃貸や、専門スタッフによる経営サポートなどハード・ソフト両面からの支援を受けることができる施設のことをいいます。 ※インキュベーション＝「卵のふ化」を表す英語
	HIV感染／エイズ	エイズの正式な名称は後天性免疫不全症候群といえます。エイズとはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が落ちる病気です。そのために症状が進行すると、健康な人なら何でもない細菌やウイルス、カビなどに抵抗できなくなり、重い病気にかかりやすくなります。
	NPO Non-Profit Organization	行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など、様々な分野で活動を行っています。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。
	エンパワーメント empowerment	「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることをいいます。
か 行	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。 「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

	用語	解説
か 行	キャリア教育	子どもが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
	キャリアプラン	自らの職業生活における目標やゴールを決め、それを実現するために計画を立てることをいいます。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。 「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	コミュニティビジネス	高齢者支援、子育て支援、商店街活性化など地域の抱える課題を地域住民（市民）が主体となって、ビジネス的な手法を活用し、事業継続のためにもきちんと収益をあげながら、それらの課題の解決にあたる事業活動のことをいいます。
さ 行	参画	社会の様々な場に、単に参加するだけではなく、企画・立案や決定にも自分の意思でかかわり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、平成15年7月に制定された法律です。
	社会的性別 (ジェンダー gender)	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	社会的性別（ジェンダー）の視点	「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

	用語	解説
さ 行	周産期	出産前後の期間のことをいいます。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数のことです。
	女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立を目指して、昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会で採択され、昭和56年(1981年)9月に発効しました。日本は昭和55年(1980年)7月に署名、昭和60年(1985年)6月に批准しました。 この条約は、あらゆる分野における慣習・慣行、個人の意識、行動様式の変革を求めています。また、ポジティブ・アクションは差別(いわゆる逆差別)とならないことも明らかにしています。
	シルバー人材センター	定年退職後において、臨時的、短期的な就業を希望する高齢者に対して組織的に仕事を把握し、提供する団体。
	ストーカー行為	特定の者に対し一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うことをいいます。
	セクシュアル・ハラスメント sexual harassment	「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。
	SOHO Small Office Home Office	企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信器機を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。
た 行	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。
	テレワーク	情報通信を活用した遠隔型の就労形態。テレワークの形態としては、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」などがあります。
	特定事業主行動計画	「一般事業主行動計画、特定事業主行動計画」の項参照。

	用語	解説
た 行	ドメスティック・バイオレンス（DV） Domestic Violence	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。
な 行	二次的被害	相談・捜査・裁判・自立支援等に携わる関係者の不適切な言動でさらに被害者が傷ついてしまうこと。
は 行	配偶者からの暴力	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。 「暴力」は、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。
	パートタイム労働	1日または1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される一般の労働者に比べて短い労働のことをいいます。
	パートナーシップ partnership	互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係をいい、共存・共生できる関係ともいえます。北京宣言および世界行動綱領で、真の男女平等の達成のために、女性と男性、政府とNGO、そして国境を越えたパートナーシップが必要であることを明らかにしています。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	ファミリー・サポート ・センター	地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、助け合う会員組織をいいます。
	フレックスタイム制度	自由勤務時間制と訳します。変形労働時間制の一つで、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度。
	ベンチャー企業	専門的な技術・知識を生かして時代に密着した先進的で創造的な新事業を行っている中小企業をいいます。
	放課後児童クラブ	保護者が、仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年児童（概ね10歳未満）に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブです。「学童保育」とよばれることもあります。

	用 語	解 説
は 行	ポジティブ・アクション positive action	積極的改善措置といます。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
	ボランティア休暇制度	事業所ごとに独自に設ける制度で、無報酬で福祉などの事業活動に参加する場合に認められる法定外の休暇制度をいいます。
ま 行	メディア メディア・リテラシー media literacy	メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。 メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。
ら 行	ライフプランニング	「女性のライフプランニング支援に関する調査」における「ライフプランニング」とは、主に①結婚・出産といった「家族形成」、②職業選択等の「社会的な活動選択」について、いつ・どのような選択を行うか、あるいは選択するに当たってどのような課題があるかを、長期的な視点で検討・計画すること、と定義して使用されています。
	リフレッシュ休暇制度	労働者の職業生活の節目節目に、心身のリフレッシュを図ることを目的とした法定外の休暇制度をいいます。
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ reproductive health/rights	1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要なひとつとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
ら 行	ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいいます。たとえば、職場の上司や先輩など、自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる、モデルとなる人物のことをいいます。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。

付属資料

滋賀県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 27 日

滋賀県条例第 62 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
（第 8 条 - 第 19 条）

第 3 章 滋賀県男女共同参画審議会（第 20 条・第 21 条）

付則

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる 21 世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆、地域の絆、自然との絆を大切に、男女が共に輝いて生きることが出来る湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を

総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように就業環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

- 2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる

施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

- 2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。
- 3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 省略

付 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

滋賀県男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 本部長
 - (3) 幹事
 - (4) 連絡員
- 2 本部長は、総合政策部を担任する副知事をもって充てる。
- 3 本部長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 連絡員は、別表第2に掲げる職にある幹事とその職の属する機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。
- 6 知事は、第3項に定める者のほか、必要と認める者を本部長に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

- 2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部長を補佐し、所掌事務を整理する。
- 5 連絡員は、幹事を補佐し、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とし、本部長が招集する。

- 2 本部員会議は、本部長および本部長で構成し、第2条に規定する所掌事務について審議決定する。
- 3 幹事会議は、総合政策部次長および幹事で構成し、第2条に規定する所掌事務について協議する。
- 4 連絡員会議は、総合政策部男女共同参画課長および連

絡員で構成し、第2条に規定する所掌事務の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、総合政策部男女共同参画課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成18年7月19日から施行する。

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成19年12月22日から施行する。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長 総合政策部長 総務部長 琵琶湖環境部長
健康福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長
土木交通部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長
議会事務局長 教育委員会教育長 人事委員会事務局長
監査委員事務局長 労働委員会事務局長
警察本部長 環境・総合事務所長

別表第2

知事直轄組織	広報課長 防災危機管理局副局長
総合政策部	企画調整課長 県民活動生活課長 男女共同参画課長 人権施策推進課長
総務部	総務課長 人事課長 自治振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長 健康推進課長 元気長寿福祉課長 障害者自立支援課長 医務薬務課長 子ども・青少年局副局長
商工観光労働部	商工政策課長 商業振興課長 労働雇用政策課長 観光交流局副局長
農政水産部	農政課長 農業経営課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	総務課長
病院事業庁	経営管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会	教育総務課長 教職員課長 学校教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長
人事委員会事務局	次長
監査委員事務局	次長
労働委員会事務局	次長
警察本部	警務課長 生活安全企画課長
環境・総合事務所	副所長

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律 第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律 第 160 号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条－第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間

の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に

策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択：昭和 54（1979）年 12 月 18 日
（国連総会第 34 会期）
日本国：昭和 60（1985）年 7 月 25 日発効

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加

することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を

廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の

条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並び

に労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族

の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるものも問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の

任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

昭和47年7月1日法律第113号
最終改正：平成20年5月2日法律第26号

目次

- 第一章 総則（第一条－第四条）
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条－第十条）
 - 第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条－第十三条）
 - 第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助（第十五条－第十七条）
 - 第二節 調停（第十八条－第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条－第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条）
- 附 則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念のっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)
第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

- 第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

- 第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
 - 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようになるため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につ

き援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

- 2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の

通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及

び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 (略)

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和三十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和三十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和三十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰 則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （第三条－第五条）
第三章 被害者の保護（第六条－第九条の二）
第四章 保護命令（第十条－第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条－第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村におけ

る配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の

発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない

ことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申

立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰 則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号
最終改正：平成 22 年 12 月 10 日法律第 71 号

目次

第一章 総則（第一条 - 第六条）
第二章 行動計画
第一節 行動計画策定指針（第七条）
第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 （第八条 - 第十一条）
第三節 一般事業主行動計画（第十二条 - 第十八条）
第四節 特定事業主行動計画（第十九条）
第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）
第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）
第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）
第五章 罰則（第二十四条 - 第二十七条）
附 則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）のっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
- 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする

目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労

働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

- 第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

- 第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その

広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用す

る同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変

更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑 則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除

く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰 則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (略)

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章

仕事と生活の調和推進官民トップ会議
平成 19 年 12 月 18 日策定
平成 22 年 6 月 29 日改定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多

様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の

場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として

広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的な取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

滋賀県男女共同参画計画

新パートナーしがプラン

発行 滋賀県総合政策部男女共同参画課

住 所 〒 520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

T E L 077-528-3070

F A X 077-528-4807

e - m a i l ct00 @ pref.shiga.lg.jp

U R L <http://www.pref.shiga.jp/c/danjo>

